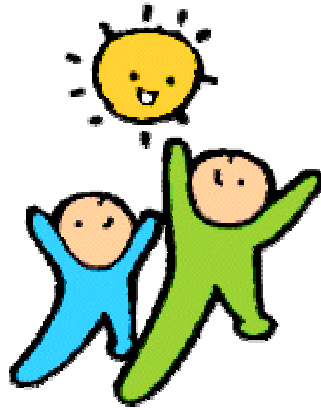


解説

自民党重点施策

< 2004 >

「日本の再生と発展をめざして」



動かせ
日本！
自民党

自民党 政務調査会

解説・自民党重点施策は、平成16年度予算編成に向けた概算要求、税制改正、制度改正などを踏まえ、来年度の重点施策を中心に解説したものです。

自民党は、「官から民へ」の民間主導でデフレ克服、「世界一安全・安心な国 日本」、簡素で効率的な「小さな政府」へ行政の役割転換、「国から地方へ」の分権と地域の再生、国際国家の一員としての外交・安全保障政策など総合的な施策の実現に努めます。

わが党への国民各位の一層のご理解とご協力をお願い申し上げます。

解説・自民党重点施策 目次
< 2 0 0 4 >

一 経済の活性化、デフレの克服、民需主導の景気回復

(一) 民間の活力と地方のやる気を引き出す金融・産業再生・税制・歳出の改革でデフレ克服、経済活性化

1 金融改革と経済の活性化

金融・産業再生に向けた取組みの強化

地域・中小・零細企業への金融体制の強化

産業金融の担い手・手法、リスクへの対応、政策支援対象の多様化に向けた法改正

2 証券市場の構造改革と活性化

3 税制改革による持続的な経済社会の活性化

研究開発・設備投資に対する支援

中小企業の経営基盤の強化

相続税と贈与税の一体化

金融・証券税制の軽減・簡素化

土地流通課税等の軽減措置

(二) 雇用創出型構造改革「530万人雇用創出計画」の推進

(三) 地方分権と三位一体改革、構造改革特区、NPO支援、都市再生、中心市街地活性化、観光立国推進で地方の活性化

1 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

地方分権の推進と地方自治の振興

ア 地方分権の推進

イ 市町村合併の円滑な推進

ウ 個性豊かで魅力ある地域(コミュニティ)づくり

2 構造改革特区の推進

3 だれもが参加しやすいNPO活動・組織の育成・支援

4 画期的な都市再生スキームで将来の世代に「誇れる都市」を

5 中心市街地活性化

6 産業社会を支える人材の育成

7 観光立国の実現

(四) 中小企業政策を中核にした地域経済の再生

1 中小企業向けを中心にした産業金融機能の抜本強化

2 中小企業に対するセーフティネットと再生支援

資金繰りを支えるセーフティネット

再生支援

3 挑戦する中小企業への支援

年間開業数を36万社に倍増

資金面での支援拡充

税制による支援

女性による起業の応援

個人・小規模企業への支援

(五) 21世紀のしっかりとした農林水産業の振興と真に豊かな農山漁村づくり

1 食料・農業・農村政策の再構築

食料・農業・農村基本法に基づく政策の積極的な展開
米政策改革などの農業構造改革の推進
農山漁村のいきいき活性化
WTO農業交渉等への全力対応

- 2 森林・林業・木材産業・山村対策の積極的な推進
- 3 水産政策の展開
水産資源の持続的な利用と魅力ある漁業の確立
消費者の求める水産物の生産・供給

(六) エネルギー、環境政策

- 1 エネルギー政策の推進
エネルギー政策への基本的取組み
省エネルギー・新エネルギー対策の推進
天然ガスへの転換の加速化
アジア諸国と連携したエネルギー安全保障の推進等
原子力に関する信頼回復と安全対策強化及び原子力を中心とした長期固定電源への支援の重点化
核燃料サイクル確立の推進
- 2 環境の保護・保全と経済成長との両立
環境と経済を統合する社会の実現に向けた基盤づくり
地域の特色を活かした環境施策の推進
地球温暖化対策を始めとする地球環境保全対策の推進
循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進
環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保
生物多様性保全の総合的推進と自然との共生
環境配慮経営の推進
2005年日本国際博覧会「愛・地球博」の開催

(七) 人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現

- 1 基礎研究の推進
- 2 社会的、経済的ニーズに対応した研究開発の推進
- 3 知的財産戦略を通じた経済活性化と新産業創出
- 4 安全で豊かな生活・社会を実現するために必要な科学技術の推進
- 5 ロボット技術の研究開発を推進
- 6 地域と都市を結ぶ小型旅客機の開発を推進
- 7 「準天頂衛星システム」の事業化
- 8 一連の産業事故への対応について

(八) 「知的財産立国」の実現

(九) IT社会の構築 ~ 日本発の新IT社会の構築

- 1 放送のデジタル化の推進
- 2 コピキタスネットワークの実現
- 3 情報アクセス権の確保
- 4 電子政府・電子自治体の推進
- 5 コンテンツの流通促進
- 6 情報セキュリティの確保
- 7 IT産業の育成

8 郵便局ネットワークの活用による地域への貢献

- (十) 自由貿易・投資の促進
- (十一) 産業競争力の強化のための税制
- (十二) 競争政策の充実

二 国民の「安全」と「安心」の確保

(一) 安全な国づくり

- 1 犯罪対策の強化で「世界一安全な国 日本」の復活
 - 警察力の強化
 - 検察体制の強化
 - 出入国管理体制・不法滞在外国人摘発体制の強化
 - 感染症や生物テロ、麻薬への対応
 - わが国の海上の治安確保
 - 矯正施設過剰収容問題の解消
- 2 「食」の安全と信頼の確保
- 3 災害に強い安全な国土づくり
- 4 安全・快適で地球にやさしい交通の実現
- 5 安心を実感できるまちづくり
 - 災害に強いまちづくりの推進
 - ア 消防防災の強化
 - () 全国的な観点からの消防防災力の強化
 - () 地域における消防防災力の強化
 - イ 各種災害への対応の充実
 - () 震災対策の充実
 - () 特殊災害・テロ災害対策の充実
 - ウ 防火安全対策の推進
 - () 住宅防火対策の推進
 - () 小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底
 - エ 危険物事故対策の充実
 - オ 救急救命等の充実・高度化
 - カ 有事に備えた国民保護のための体制づくり

(二) 司法制度改革の推進

- 1 司法制度改革関連法案の成立
- 2 法曹人口の拡大
- 3 司法制度改革の更なる前進
- 4 司法ネットの構築
- 5 犯罪被害者の地位向上と負担の軽減

(三) 持続可能な社会保障制度の構築

- 1 将来とも安定した年金制度の構築
 - 2 国民が安心・信頼してかかる医療の確保
 - 3 介護保険制度の着実な実施
 - 4 障害者施策の充実
 - 5 恩給給付内容の充実
- (四) 待機児童ゼロ作戦を含めた次世代育成支援
- 1 子育て家庭支援対策の充実
 - 2 多様な保育サービスの推進
 - 3 子育て生活に配慮した働き方の実現
 - 4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実
 - 5 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実
 - 6 母子家庭等の自立の支援
- (五) 男女共同参画社会を目指した社会環境づくりの推進
- (六) ホームレスの方々の自立支援施策の推進
- (七) 総合的な雇用対策の推進
- 1 若年者雇用
 - 2 失業者の特性に応じたきめ細かな就職支援の実施
 - 3 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備
 - 4 高齢者の雇用・就労対策の充実
 - 5 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備
- (八) 消費者保護 ~ 暮らしの構造改革
- (九) 総合的な国土政策の推進
- 1 活力に満ちた総合的な国土政策の推進
 - 全国から地域まで一貫した国土計画の推進
 - 総合的な水資源対策の推進
 - 2 健全で豊かな社会と国土の建設
 - 都市生活を改善するまちづくりと地方の個性ある活性化
 - 住まいの豊かさを実現するための住宅・宅地政策の推進
 - 道路整備等の推進
 - 自然再生の推進
 - 公共事業の透明性、効率性の推進
 - P F I方式導入の積極的な推進
 - 3 陸・海・空にわたる総合的な交通政策の推進
 - 整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進
 - 総合的な物流施策の推進

三 知育、徳育、体育、食育で「人間力」の向上

- (一) 新しい時代を切り拓く日本人の育成と教育・文化・スポーツの振興
- 1 “確かな学力”と”豊かな心”の育成
 - 2 信頼され特色ある学校づくり、安心して学べる環境の整備
 - 3 個性輝く大学づくりの推進

- 4 奨学制度の拡充
 - 5 私学教育の振興と特色ある教育の推進
 - 6 文化芸術の振興
 - 7 スポーツの振興
- (二) 教育基本法の改正

四 子や孫の世代に責任を持てる行財政の確立

- (一) 持続可能な財政の構築
- 1 近年の財政運営について
 - 2 中期の財政運営について
- (二) 行政改革の推進
- 1 特殊法人等改革
 - 2 公務員制度等人事改革の推進
 - 3 規制の改革と厳正な管理
 - 4 裁量行政の徹底的排除
 - 5 予算制度の改革
 - 6 電子政府・電子自治体の推進
 - 7 省庁再編のレビュー

五 日米同盟と国際協調を重視した主体的な外交・安全保障政策

- (一) 国家意思を明確にした積極的な平和外交の推進
- 1 対外戦略機能の強化
 - 2 日米同盟を基軸とした外交の展開
 - 3 平和構築への貢献
 - 4 F T Aの推進
 - 5 O D A改革の推進
 - 6 国連改革の推進
 - 7 領土問題解決への努力
- (二) わが国の防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行への実現
- 1 防衛力の整備・強化と防衛庁の「省」への実現
 - 2 日米安保体制の強化
 - 3 国民の安全確保のための自衛隊の機能強化
 - 4 国民の保護のための法制等の整備
 - 5 国際協力と信頼醸成
 - 6 基地周辺住民への負担軽減の推進

六 夢と活力に満ちた沖縄の実現

七 21世紀の日本にふさわしい国民のための憲法制定

<付：ブロック政策>

一 経済の活性化、デフレの克服、民需主導の景気回復

バブル崩壊後、われわれはデフレを克服し、景気を回復させるために累積で120兆円に上る景気対策を講じました。これらは明らかに景気下支え効果はあったものの、他方で財政状況は主要先進国中最悪の状態を招いたことも事実です。わが国に求められているのは、戦後の成功体験にとらわれず、あらゆる分野で構造を転換し、真の日本経済の再生、中期的な発展基盤を築くことにあります。すでにこの2年余りで構造改革は着実に成果を上げ、景気回復の兆しが見えてきました。

また、デフレ克服のために政府・日銀が一体となって、これまでにない手段も含めて量的緩和策を強化するなど金融政策を総動員するとともに、財政政策も、中長期的な財政規律を逸脱しない範囲内で、景気下支えのため機動的に対応しています。また、日銀による潤沢な資金供給をベースにして、土地・株式の流動性を高める政策も並行させています。

歳出の構造改革については、限られた財源をわが国の今後の景気回復、力強い発展の牽引力として期待できる分野に重点的に配分してきました。平成16年度も以下に述べるように、530万人雇用創出計画、地方分権と三位一体改革、構造改革特区、都市再生、観光立国、中小企業への集中支援、農林水産業支援、エネルギー・環境政策、科学技術・知的財産立国、IT戦略など、わが国の資源・施策を積極的に投入すべき分野で、メリハリを利かせた施策を展開し景気を力強い回復軌道に乗せます。

先の月例経済報告にも現れたように、わが国経済に、設備投資の強い回復の兆しが見えるなど、明るさが出てきたことは間違いありません。この動きが、地方経済、中小企業に波及するまでに、2年程度を要すると見なければならず、この間、財政・金融をはじめあらゆる政策を総動員して自律的な経済軌道に乗せる決意です。わが党は、「景気回復のこのチャンスを逃さず、日本の再生を果たす」との強い意志を持って国の運営に取り組みます。

(一) 民間の活力と地方のやる気を引き出す金融・産業再生・税制・歳出の改革でデフレ克服、経済活性化

構造改革を進めるうえでデフレの克服は喫緊の課題であります。わが国は今、あらゆる物価指標がマイナスを示し、長期的な地価、株価の低迷が続く、戦後初、他の先進国も経験したことのないデフレ経済の状況にあります。デフレは実質債務の増加、実質金利の上昇を伴い、企業の投資活動を抑制させ個人消費も停滞させます。デフレと生産活動の縮小の相互作用がさらにデフレを加速しデフレスパイラルの状況とならないよう、今こそデフレ退治を行い、元気な日本経済を復活させなければなりません。

小泉内閣は発足以来2年余、「改革なくして成長なし」「民間のできることは民間

に」「地方にできることは地方に」を基本理念に、先の中央省庁改革の成果である内閣機能の強化、首相の指導力向上の枠組みを活かし、官邸主導のもと、かつてない迅速な意思決定で構造改革を進めてきました。

最近のわが国経済は景気が持ち直すなど明るい兆しが見えはじめています。株価は回復基調、倒産件数はセーフティネット保証の適用件数が増えていることを背景に12か月連続マイナスなど緩やかに減少、企業収益も大きく改善しています。「530万人雇用創出プログラム」の着実な実施、サービス産業の雇用創出などにより直近の失業率は低下するなど雇用・労働の面でも明るさが見えています。GDP成長率は実質、名目とも2四半期プラス成長となりました。

ようやくでてきた改革の芽を大きな木に育てるよう、さらに金融、産業再生、税制、歳出にわたる改革を進め、デフレ克服と民需中心の経済活性化に勤めます。

1 金融改革と経済の活性化

金融・産業再生に向けた取り組みの強化

金融は、家計等から調達した資金を国民経済のすみずみまで運び、民間の成長分野へ円滑に供給する機能を負っています。こうした機能を強化し金融の再生を図るため、金融機関に対して経営の改善を促すことが必要です。

不良債権問題に関しては、「金融再生プログラム」(平成14年10月30日公表)を着実に実施し、平成16年度にはこの問題を終結させたいと考えています。

現在、主要な銀行の不良債権比率が14年3月期の8.4%から15年3月期の7.2%へ減少(不良債権残高では、14年3月期の26.8兆円から15年3月期の20.2兆円へ、24%減少)するなど、不良債権処理は順調に進んでいます。今後も金融システムの信頼度を高めるため、引き続き不良債権処理を推進します。

不良債権問題の解決に当たっては、産業・金融の一体的再生が不可欠です。産業再生機構をはじめとして、民間の豊富な知識と活力を最大限生かしつつ、産業再編や事業の早期再生に強力に取り組んでいくことで、企業の過剰債務、産業の過剰供給状況を改善します。

産業再生機構においては、平成15年8月に3件、同年9月に3件の支援決定を行っていますが、こうした決定を行った企業および企業グループについては、雇用の安定等に配慮しつつ、事業の実態を考慮しながら、資金の貸付や債務保証、出資など事業再生に向けた支援を行います。

RCC(整理回収機構)においても、企業再生本部の設置や人員増強に加え、企業再生ファンドの設立や民間ファンドとの連携を進めることにより、企業再生機能を強化してきました。企業再生本部を設置した平成13年11月以降平成15年6月末までに、142件の企業再生手続を実施しており、同時点において、182件の候補案件について再生可能性を検討しています。今後とも、中小企業を含む企業再生に一層積極的に取り組んでいきます。

地域・中小・零細企業への金融体制の強化

地域・中小企業金融に関しては、中小企業をめぐる経営環境や地域の経済状況が引き続き厳しいことから、地域の金融機関の役割を強化し、中小企業の再生と地域経済の活性化を図るよう全力を尽くします。中小・零細企業の場合は、本来、地域の金融機関が一番よく知っていて、最も有効な手助けができるはずですが。このため、地域の金融機関から取引先企業に対して、経営情報や取引機会に関するニュースを提供したり、「目利き」研修をはじめ各種研修の場を充実するなど、取引先企業に対する経営相談・支援機能を強化します。

また、資産査定を厳格化、適切な償却・引当の確保や、リスクに見合った金利設定を可能とする収益管理態勢の整備等により、各金融機関の健全性の確保、収益性の向上等に向けた取り組みを強化します。

更に、取引先企業の経営状況をしっかり確認し、これを融資条件に反映させるとともに、過度に担保・保証に頼らずに融資できるような仕組みを検討します。

中小企業などの借り手の声を幅広く聞くために、平成 14 年 10 月に、政府において、「貸し渋り・貸し剥がしホットライン」を開設しました。ホットラインに寄せられた情報については、金融機関の検査・監督に当たり活用するなど、金融行政に反映させています。

取引先企業等の経営実態を正確に把握し適切な検査が行えるよう、平成 14 年 6 月に、金融検査マニュアル別冊[中小企業融資編]を策定しています。今後、これに基づいてきめ細かく検査を実施しつつ、金融機関や借り手側の中小企業にもその内容を周知徹底するよう努めます。また、現在の金融検査マニュアル別冊を、千差万別である中小・零細企業の実態により合ったものになるよう、改めて見直し、早急に改訂します。

政府系金融機関については、民間金融の再生を妨げることがないように配慮しつつも、中小企業に対する円滑な金融を確保するため、必要な間、セーフティネットの充実や、債務の株式化（デット・エクイティ・スワップ）、再建中の企業に対する融資（DIPファイナンス）などの事業再生に向けた資金供給の役割を担わせませす。

産業金融の担い手・手法、リスクへの対応、政策支援対象の多様化に向けた法改正

- ・信託機能の活用による中小企業向け融資を促進するための信託業法改正、ファンドが中堅企業や事業再生等さまざまな事業活動に対し出資を行なえるようにするための中小企業投資事業組合法改正、証券化などの中小企業・中堅企業の資金調達のための新しい金融手法を支援するための中小企業金融公庫法の改正について、次期国会で成立を図ります。
- ・過度の不動産担保や個人保証からの脱却に向け、在庫など多様な担保の利用や企業を財務状況で評価する「信用リスクデータベース」の活用、個人保証の適正化に向けた法制の見直しなど、リスクマネーの供給の円滑化を促進します。

2 証券市場の構造改革と活性化

「貯蓄から投資へ」の流れを加速するため、これまで証券市場の構造改革および活性化に向けた諸施策を実施してきているところです。

具体的には、銀行と証券の共同店舗の解禁や、証券会社の委託を受けて証券会社と顧客との仲介を行う証券仲介業の導入等により、証券の販売経路の拡充・多様化を図ることとしています。

また、証券会社・投資信託委託業者・投資顧問業者に関しては、最低資本金を1億円から5000万円へ引き下げることにより、これら業者の市場参入を促進します。

企業情報の開示に関しては、有価証券報告書に「リスク情報」や「経営者による財務・経営成績の分析」の項目を新設したほか、証券取引所に対して四半期単位での財務情報の開示を促すなど、その充実を図っているところです。

会計・監査については、米国におけるエンロン社やワールドコム社の不正会計事件への対応等を踏まえて、わが国における証券市場の公正性・透明性を確保する観点から、公認会計士・監査法人の独立性の強化、監査法人等に対する監査・監督機能の充実・強化等の措置を講じています。

証券税制については、平成15年度改正において、上場株式等の配当、公募株式投資信託の収益分配金、上場株式等の譲渡益について、源泉徴収のみで納税が完了する申告不要制度を導入するとともに、軽減税率（5年間一律10%）を適用したほか、公募株式投資信託の償還損と株式等の譲渡益との損益通算を可能とするなど、大幅に改善しました。

これらの施策により個人投資家が市場に参入しやすい環境が整備されてきましたが、今後とも、税制の活用や金融に関する正しい知識のPR等により、個人投資家をはじめ多様な投資家の証券市場への参入を促進するとともに、証券決済システムなどの市場インフラの整備を着実に実施することによって、証券市場の活性化を図ります。

3 税制改革による持続的な経済社会の活性化

税制については、構造改革の一環として、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、抜本的な改革に取り組みます。

平成15年度税制改正においては、将来の財政の健全性を維持しつつ、デフレ不況からの脱却を図るため、以下の通り、広範な改正を実施しました。

研究開発・設備投資に対する支援

わが国経済の競争力強化のため、研究開発・設備投資に対する思い切った税制上の支援措置を講じました。具体的には、試験研究費が増加した場合に税額控除を認める現行制度に加え、新たに試験研究費の総額の一定割合（試験研究費の売上高に占める割合に応じ10~12%。アメリカの税制と比べ3~4倍）を税額控除できる仕組みを選択制で導入しました。また、IT関連設備を中心に設備投資減税を行いました。これらを受け、主要企業のうち約7割もの会社が研究開発費の

増額を計画し（日本経済新聞社調査）平成 15 年 4 6 月四半期において全産業の設備投資が増加に転じる（前年同期比 6.4%増。財務省・法人季报）など早くも大きな効果が出てきています。

中小企業の経営基盤の強化

中小企業の経営基盤の強化を図る観点から、中小企業については、研究開発税制において一般より高い税額控除率（一律 15%）を設定するとともに、同族会社の留保金課税の一部停止、交際費課税の緩和、少額（30 万円未満）の減価償却資産について取得費を即時損金算入できる特例の創設といった措置を講じました。こうした措置が、情報化投資の積極化を通じた職場環境の改善やキャッシュフローの改善につながっているとの声が高まっています。

相続税と贈与税の一体化

次世代への資産移転を円滑化する観点から、相続税と贈与税の一体化措置を創設しました。本措置は、65 歳以上の親から 20 歳以上の子への贈与を対象に、選択制で、相続時の精算を前提に、累積で 2500 万円まで非課税で贈与を行うことを可能にするものであり、2500 万円を超える贈与についても、一律 20%の課税で済みます。納めた贈与税については、相続時に相続税額から控除することができ、相続税額から控除しきれない場合には還付が受けられます。また、住宅取得資金であれば、平成 17 年末まで、65 歳未満の親からの贈与であっても、3500 万円まで非課税となります。さらに、相続税・贈与税の最高税率を 70%から 50%まで引き下げ、税率構造も大幅に簡素化しました。この一体化措置について、住宅業界、信託業界においてこれに関する相談が増加するなど関心の高まりが見られ、住宅取得資金の一件あたりの贈与金額が増大するといった効果が早くも見られます。

金融・証券税制の軽減・簡素化

「貯蓄から投資へ」の改革を促進する観点から、金融・証券税制の思い切った軽減・簡素化を行いました。具体的には、証券会社の特定口座を通じ、源泉徴収により税務署・市町村への申告なしで納税が終了し、預貯金並みの手軽さで株式投資ができる税制を構築しました。さらに、「貯蓄から投資へ」の改革姿勢を一層明確にするため、当面 5 年間は、株式の配当、譲渡益、公募株式投資信託の分配金に対する税率を 10%に優遇することとしました。これを受け、証券会社の特定口座は順調に増加し（平成 15 年 1 月末約 101 万口座から 7 月末約 147 万口座。日本証券業協会調査・証券会社 16 社）本年 3 月以降、個人投資家の株式売買額や全体の株式売買額に占める割合が増加しています（平成 15 年 3 月 2.9 兆円（12%）から 7 月 9.8 兆円（20%））。また、企業の増配姿勢とあいまって、配当減税により、投資家が配当の手取り額の増加を実感することができたとの声もあがっています。

土地流通課税等の軽減措置

土地の有効利用を促進し、都市の再生に資する観点から、土地流通課税等の抜本的な軽減措置を講じました。具体的には、登録免許税の大幅軽減（不動産売買による所有権移転登記の場合、税負担を4割～8割軽減）、不動産取得税の税率の引下げ、新增設に係る事業所税の廃止、特別土地保有税の新規課税の停止を行うこととしました。また、土地にかかる固定資産税について現行の負担調整措置を継続することとしました。この結果、再開発プロジェクトにおいてコストが軽減されたといった声も出はじめています。

このほか地方分権を支える基幹税の安定化等を図る観点から、資本金1億円超の法人を対象に法人事業税への外形標準課税を導入し、平成16年度から適用することとしました。

また、所得税・個人住民税の控除の簡素化等を図る観点からの配偶者特別控除（配偶者控除への上乗せ部分）の廃止（平成16年分以後の所得税及び平成17年度分以後の個人住民税から廃止。ただし、パート収入が103万円を超えた場合の税引後手取り収入の逆転防止部分は残ります）、消費税の信頼性・透明性を向上させるための事業者免税点制度等の改正、酒税・たばこ税の見直し等を実施することとしました。

以上の改正により、平成15年度においては1.8兆円規模の減税、平成16年度においても1.5兆円規模の減税が継続し、多年度においては税収中立となります。

なお、平成16年からの配偶者特別控除（上乗せ分）の廃止と関連し、与党三党合意により、平成16年度の国・地方を通じた歳出措置として、総額2500億円の枠内で少子化対策を実施することとしています。

以上のように、既に広範な分野において平成15年度改正の効果が発揮されており、国内総生産（GDP）も平成15年4～6月四半期で前期比1%増（年率換算3.9%増）となっています。引き続き改正内容について更なる周知を図り、経済社会を活性化していくことが重要です。今後とも、持続的な経済社会の活性化を実現するための「あるべき税制」の構築に向け、税制改革に取り組んでまいります。

(二) 雇用創出型構造改革「530万人雇用創出計画」の推進

日本経済を再活性化するためには痛みを伴う構造改革だけでなく、将来に明るい展望を開くための前向きな構造改革が不可欠です。不良債権処理など、いわば「後始末型構造改革」は雇用の喪失などの痛みを伴いますが、国民がその痛みを耐えるためには、その後に雇用機会の増大をもたらす明確な展望がなくてはなりません。すなわち「雇用創出型構造改革」が求められています。

先進諸国の雇用構造における第三次産業の比重は、アメリカ71%、英国67%、フランス64%であるのに対し、日本は60%に留まっており、サービス産業の更なる発展の余地があります。雇用創出型の構造改革は、雇用の流動化を促進しつつ、とりわけ雇用拡大余地の大きいサービス部門で多様なサービスを提供することで消費を増大し、その結果、雇

用と所得が創出されて経済活性化の好循環を生み出します。これはまた、生活者が安心と真の豊かさを享受できる先進成熟経済に向けての本格的な経済構造の転換を実現することでもあります。

国民一人ひとりが、家庭や職場でその能力を十二分に発揮できるためには、子育てや介護、家事の支援や医療、自己啓発支援サービスが有用です。単身世帯の増える高齢化社会では、きめ細かい生活支援や移動サービスが不可欠になります。住宅ストックの機能は、保全や管理によって高められ、維持されます。企業や自治体は、情報技術を駆使した専門サービスによって生産性や効率を高められます。自然資産も環境保護やリサイクルサービスで保全されます。

530万人雇用創出に向けた施策の推進により就業構造が変化し、サービス分野を中心に、この3年間で約200万人の雇用が創出されたと見込まれます。規制や制度の改革や人材育成、公的業務の民間委託などを更に進め、今後2年間で300万人の雇用創出を目指します。

(三) 地方分権と三位一体改革、構造改革特区、NPO支援、都市再生、中心市街地活性化、観光立国推進で地方の活性化

1 個性豊かで活力に満ちた地域社会の実現

地方分権の推進と地方自治の振興

ア 地方分権の推進

地方が元気になれば、国の社会経済も活性化します。

それぞれの地域が、歴史・文化・伝統ある独自性を発揮し、地域の自主性・自立性を高め、多くの住民の協力と参加によって、女性・子ども・高齢者や障害者はもちろん、すべての人が共生できるまちづくり、個性豊かで活力に満ちた地域社会づくりを目指します。

地方自治を進めるには、「住民に身近な行政は、住民に身近な地方公共団体の責任で行う」ことが基本であり、国の関与を縮小し、地方の権限と責任を大幅に拡大することが重要です。

地方にできることは地方にゆだねて真の自立を促し、地方が自ら責任を持ち、地方の知恵が活力と特色のある豊かさを生み出す国家を実現します。

このため、「地方にできることは地方に」との原則に基づき、財源問題を含めて、地方分権を積極的に推進します。

また、自己決定・自己責任の原則に基づき、地方公共団体が、自らの判断と財源で住民への行政サービスや、地域づくりに取り組める仕組みを構築するとともに、行政の効率化を徹底して行い、地域における、受益と負担の対応関係の明確化を図ります。

このため、「国庫補助負担金の廃止・縮減等」、「基幹税の充実を基本とした税源移譲」、「地方交付税の見直し」を一体として行う「三位一体の改革」を着実に進めます。

イ 市町村合併の円滑な推進

基礎的自治体である市町村は、住民に最も身近な団体として、地方自治の基盤を形成する団体であり、「市町村優先の原則」及び「補完性の原理」を堅持し、市町村における住民への行政サービスの維持・向上を図るものです。

地方分権の推進や少子高齢化の進行、国・地方を通じる財政の著しい悪化等の情勢に対応し、受益と負担の関係を明確にしつつ、行財政基盤を強化するため、自主的な市町村合併を、より一層推進し、地方自治、地方分権の主体となる地方公共団体の行政単位を拡大して、事務遂行能力を高めるとともに、住民の立場を尊重した、責任ある自治行政を構築します。

このような観点から、市町村合併後の自治体数を 1000 程度とすることを目標に、市町村合併特例法の期限である平成 17 年 3 月までに十分な成果があげられるよう市町村合併を積極的に推進します。平成 15 年 8 月 21 日現在、法定協議会の構成市町村数は 1538 であり、任意協議会も含めると、2034（7 月現在。全市町村の約 3 分の 2）となっています。また、平成 15 年度においては、既に 16 件（関係市町村数 45）の合併が実現し、8 月 20 日現在の市町村数は 3183 となっています。

現行の市町村合併特例法は延長しないことを前提に、平成 17 年 3 月 31 日までに関係市町村が議会の議決を経て都道府県への合併の申請を終えたものについては、合併特例法の財政支援等を引き続き適用する旨の経過措置を講じます。

平成 17 年 4 月以降も新しい法律を制定し、引き続き市町村合併を促すこととします。この法律は、合併に関する障害を除去するための特例を中心に定め、現行法のような財政支援措置はとらないものとし、都道府県が市町村合併に関する構想を策定し、合併に関するあっせん、勧告等を行うものとし、都道府県知事が必要に応じて合併に関する住民投票を求めることができる制度についても検討します。

また、住民自治の強化の観点から、合併前の旧市町村単位を基本として、基礎的自治体の事務のうち地域共同的な事務を処理するため「地域自治組織」（仮称）制度を創設します。

ウ 個性的で魅力ある地域（コミュニティ）づくり

地方分権の進展に伴う地方公共団体の役割の増大、都市と農山漁村の共生・対流の促進等、新しいライフスタイルの実現や地域の活性化の必要性などを踏まえ、個性的で魅力ある地域（コミュニティ）づくりを目指します。

すべての人が生き生きと生活し、すべての人にやさしいまちづくりのため、少子・高齢化に対応した医療介護等地域福祉の充実、地域経済活性化・生活関連社会資本整備の促進、安全・教育・環境等の住民生活向上の推進、住民 N P O（特定非営利活動）等の地方の活性化への取組みの促進、共生のまちづくりの推進、循環型の地域社会づくり、I T 化に対応した情報化施策の推進、また都市の再生や防災対策など、地域の発想と住民の積極的参加に基づく自主的・主体的な地域づくりを支援します。

2 構造改革特区の推進

構造改革特区については、地方公共団体や民間事業者から第3次提案募集までに、1357件もの構想が提案され、376件の特例措置が認められました。また、平成14年12月18日に公布された「構造改革特別区域法」に基づき、構造改革特区の認定を4月から開始しました。現在までに164の特区が認定を受けています。構造改革特区は、地方や民間が自らの手で構造改革に挑戦する我が国の構造改革の起爆剤であり、経済活性化にもつながるものと期待されます。今後も引き続き定期的に特区構想の提案募集を行い、特区で実施できる規制の特例措置を追加・充実するとともに、特区の認定を進めていきます。

3 だれもが参加しやすいNPO活動・組織の育成・支援

住民が一体感・連帯感をもち、また、人が人として持っている親切心、助け合いの気持ちを自然と発揮できる社会を構築します。

より活力があり豊かな安心できる社会を築くうえで、ボランティア活動は重要な役割をはたします。だれもが参加できる健全な市民活動(NPO)組織を育成し、活性化するための環境基盤整備を充実します。

昨今の経済社会では、地方分権の進展、公共サービスの民間開放、行政プロセスに対する評価・モニターの動き等を背景に、官民の役割分担の見直しが行われ、企業や個人と並んで、NPOが重要な役割を担いつつあり、NPOが新たな経済主体となってきました。

少子高齢化の進展や環境問題の顕在化などにより、医療福祉サービス、社会教育、まちづくり、リサイクルなどの社会生活分野では、NPOの特性であるコミュニティへの密着性、需給の双方向性、個人の多様なニーズへの対応などを活かすことにより、大きな成長が期待されています。

NPOの発展拡大は、高齢者、家事専業者、障害者などに社会参画を促し、中長期的に懸念される労働力人口の減少を補うとともに、NPOがパートタイム型の就業形態を有している点をみれば、ワークシェアリングの進展により、柔軟に自己表現を満たす働き方を求める勤労者にとっても、主要な就業・兼業の場の一つにもなります。

このため、わが党は、NPOと国・地方自治体及び企業の三者が、有効に連携し機能することによって、多様化する社会に対応することが可能となり、結果として「小さな政府」の実現に寄与することにもなり、将来的には、GDPの10%を担うことができるよう、NPO活動に対する支援策を積極的に推進します。

具体的には、NPO法人は自らの活動を積極的に住民等に明らかにし、幅広い信用に基づき、物心両面での支援を受けて生き生きと活動することが基本のため情報公開を一層徹底するための措置を講じるとともに、税制優遇措置が適用される認定NPO法人になるための認定要件の緩和をさらに進めてまいります。

4 画期的な都市再生スキームで将来の世代に「誇れる都市」を

日本のオフィス賃借料(45位)、産業用大口電力料金(47位)、旅行・移動などのサービス収支(47位)、生計費の比較(46位)、雇用創出力(43位)、財政黒字/赤字の対GDP比(45位)、経営者に経営マインドはあるか(47位)。これらは、国際競争力年鑑2000の発表順位です。日本の国際競争力の弱い部分が現れています。わが国の競争力を復活させるには、人口、産業、文化などの集積された「都市」に着目し、国際的に見て活力に満ち溢れた都市に再生し、将来の世代に「世界に誇れる都市」として受け継ぐことが重要です。

そのためには、都市の持つあらゆる機能について、快適で住みやすく、機能的で活力に富み、他の都市に対する競争力を持っているかなどの観点から洗い直し、対策を体系化して講じていく必要があります。

- ・党・政府は、平成13年5月に、全閣僚で構成する都市再生本部を発足させ、取り組みを開始しました。都市再生特別措置法(平成14年6月施行)に基づき、民間の独創的なプロジェクトを支援して、都市開発をスピードアップするため、すでに東京、札幌、神戸など全国で53か所の「都市再生緊急整備地域」を指定しました。
- ・「21世紀の新しい都市創造」(国際競争力のある都市形成)と「20世紀の負の遺産の解消」(慢性的交通渋滞等)を図るため、5次にわたり15の「都市再生プロジェクト」を決定し、予算の重点配分を行いました。
- ・全国都市再生のための緊急措置「稚内から石垣まで」を推進し、「身の回り」の生活の質の向上と「地域経済・社会」の活性化を図るため、全国の地方公共団体、民間団体等から提案を募集し840件の応募がありました。

これらのプロジェクトは、公共部門だけでなく、民間など関係者の総力を傾注し、政府の施策を集中的に運用する形で推進されています。このような都市の再生を図ることは、中心市街地活性化対策などとの相乗効果を期待され、そのままわが国経済社会の景気対策そのものでもあり、自民党は今後も都市再生に強力に取り組みます。

5 中心市街地活性化

長引く景気の低迷、商店街の人通りを支えていた大型店の閉鎖、郊外型大型店の出店等の影響により、地域経済及び地域住民のコミュニティの中核である中心市街地・商店街の疲弊が顕著であり、タウン・マネジメント機構による中心市街地の活性化に全力を注いでいます。

このため、活性化事業をマネジメントする専門人材を確保するための施策を充実することにより、地域の本格化しつつある中心市街地活性化事業を促進します。

また、商業分野における新規事業展開に挑戦する人材の育成、商店街振興組合等が行う商業基盤施設等の整備等のハード事業、創業支援事業や展示会等のソフト事業、大型空き店舗の活用など中小商業の活性化のための総合的な支援を実施します。

6 産業社会を支える人材の育成

- ・人材はわが国経済の礎であることを踏まえ、IT、経営技術、事業再生等、わが国経済を牽引する高度な能力を持った人材のニーズの高い分野において、引き続き、求められる人材を育成するための環境を強力に整備します。
- ・特に、わが国経済の将来を担う若年者の就業を促進するため、地域における新たな仕組みである「若年者のためのワンストップサービスセンター」を設置し、政策資源を重点的に投入することにより、民間の活力も活用しつつ、きめ細かで一貫した効果のあるサービスを提供します。
- ・わが国経済を活性化させる起業・新事業の開拓を目指す挑戦者を、「体験参加型」起業家教育プログラムの学校教育現場への普及・定着などにより多数輩出させるとともに、その挑戦をWebサイト等により総合的に支援することで、平成18年度までに年間開業数を36万社に倍増します。

7 観光立国の実現

世界に開かれた観光立国を目指し、訪日外国人旅行者の倍増を実現するため、総理大臣をはじめ各大臣によるトップセールス、日本の観光魅力の海外への多言語での発信、在外公館の積極的活用、入国手続きの円滑化、空港から都市中心部へのアクセス円滑化、旅行の低コスト化、案内標識、外国人向けガイドブックや地図等の整備など戦略的かつ効果的な施策を推進します。また、地域の個性を活かした魅力ある観光交流空間づくりのための自主的な取り組みをハード・ソフト両面から総合的に支援するなど、「一地域一観光」を推進するとともに、連続休暇取得による旅行需要創出のための環境整備を図ります。

さらに、旅館・ホテル業の経営の安定化を促進するための政策を推進します。

(四) 中小企業政策を中核にした地域経済の再生

わが国の中小企業は、全企業数の99.7%、470万社で全雇用者の70%、3000万人を雇用して地域経済を担っています。国全体の景気の動向では、大企業の設備投資が伸び始めるなど回復の兆しが出てきましたが、中小企業、地域経済は依然厳しい環境にあり中央の動向が波及するまでに2年はかかると考えられます。中小企業の景況は、資金の目詰まりが解消されないなど一進一退で大企業に比べて回復の遅れが深刻であり、この2年を支えて成長の道につなげなければなりません。

党・政府は、「金融セーフティネットの充実策」と「挑戦する中小企業への支援策」を政策パッケージにし、14年度補正から15年度にかけて15か月予算を組み保証・貸付枠10兆円、一般会計予算と減税規模を合わせて1兆円規模の政策を講じていますが、16年度も一般会計予算1900億円、財投貸付規模7兆円の概算要求と多くの税制改正を要求して総合的に対応しています。

1 中小企業向けを中心にした産業金融機能の抜本強化

わが国産業の成長・発展と産業金融の改革・強化は表裏一体の関係にあります。わが国産業金融は、間接金融への依存度が高く、特に不動産担保に拠っています。中小企業の資金繰り需要のほか産業全体に資金需要の高まりの兆しもあるこの機を捉え、政府の各施策を有機的に連携させつつ産業金融機能を抜本的に強化するため以下の施策を検討します。

- ・強化策は、産業金融の担い手・手法、リスクへの対応、政策支援対象についてそれぞれ多様化させることを基本方向とします。
- ・信託会社による中小企業向け融資を促進するための信託業法改正、ファンドが中堅企業や事業再生等さまざまな事業活動に対し出資を行なえるようにするための中小企業投資事業組合法改正、証券化などの中小企業・中堅企業の資金調達の新しい金融手法を支援するための中小企業金融公庫法の改正について、次期国会で成立を図ります。
- ・過度の不動産担保や個人保証からの脱却に向け、在庫など多様な担保の利用や企業を財務状況で評価する「信用リスクデータベース」の活用、個人保証の適正化に向けた法制の見直しなど、リスクマネーの供給の円滑化を促進します。（一部再掲）

2 中小企業に対するセーフティネットと再生支援

資金繰りを支えるセーフティネット

- ・党・政府は、資金繰り対策の柱として14～15年度で10兆円の枠を確保し、セーフティネット保証・貸付、資金繰り円滑化借換保証等の施策を講じてきました。セーフティネット保証・貸付制度は2年半で約40万件、7兆7000億円、借り換え保証制度は半年で20万件、3兆2000億円、いわゆる7号保証と合わせて30万件、4兆6000億円の利用があるなど中小企業の資金繰りを支える中心機能を果たしています。これらの政策の柱は、引き続き堅持し、16年度は、中小公庫、国民公庫、商工中金で総額7兆円の融資枠を準備しますが、不足が生じれば五割まで増額できる弾力条項を活用して万全を期します。
- ・「SARS」や「BSE」等の要因で経営に突発的な悪影響を受けることが確実な企業を融資対象に追加します。また取引金融機関の経営悪化などの影響を受けている事業者等への貸付限度額(現行2億円)を引き上げます。
- ・不動産担保によらず、売掛債権を活用して中小企業が資金繰りを行う制度、商工中金からの貸し渋り対応無担保貸付制度およびデフレ対策関係制度などは、期待した効果を挙げつつあり、不良債権処理等の構造改革が進む中で資金の目詰まりによって中小企業が破綻することがないように、質量ともに充実して的確に運用するよう万全を尽くします。

再生支援

再び活躍が見込まれるやる気と能力のある中小企業までもが破綻に追い込まれる

ことがないよう、地域の総力を結集し中小企業の再生に向けた取組を推進する目的で、全国に「中小企業再生支援協議会」を設置し、窓口相談から再生計画策定まで支援する体制を整備してきましたが、順調に立ち上がり、都道府県、金融機関などとの連携の下で具体的な成果がはじまりました。事業再生・企業再建に取り組む事業者のための運転資金貸付限度額の大幅拡大など今後更に支援体制を強化し中小企業の再生を加速します。

3 挑戦する中小企業への支援

中小企業基本法の改正により、創業者、小規模企業から株式公開を目指すベンチャー企業まで幅広く支援する政策の柱が確立してきました。全国にネットした「都道府県・地域中小企業支援センター」や「中小企業ベンチャー総合支援センター」などの機能を充実させ、引き続き挑戦する個人・企業に対し、資金、人材、技術、経営ノウハウ等の面からきめ細かな支援を行います。

年間開業数を36万社に倍増

長期の景気低迷のなかで果敢に創業し、あるいは新たな事業展開に挑戦する個人・中小企業を支援するため、創業人材の育成支援策を拡充し創業希望者の経験・潜在能力の掘り起こしを行うとともに、優れた技術力、ビジネスアイデアを持つ中小・ベンチャー企業の立ち上がりを技術、経営両面から強力に支援するなど、平成18年までに年間開業数を36万社に倍増します。

平成15年2月、最低資本金規制の特例を定めた「中小企業挑戦支援法」を施行し、1円の資本金でも会社を起こすことを可能とした結果、半年の間に4500を超える企業が誕生しました。

資金面での支援拡充

民間金融機関と協調して動産を担保として評価する仕組み、担保にこだわらず経営財務の状況を融資制度に反映する仕組みなど多様な融資制度を創設します。

新事業に取り組む経営者のリスクを軽減するため、第三者の保証はもとより、経営者本人の個人保証を免除する制度を創設します。

創業直後の企業支援制度を拡充して、発展段階に入った中堅企業や独自のノウハウを持つサービス事業者などをも支援対象に含めます。

新規開業時に無担保・無保証・本人保証なしで融資が受けられる貸付限度額（現行550万円）を引き上げます。

税制による支援

- ・ここ数年来の税制改革によって法人税をはじめ、企業の税負担は相当低下し、産業活力の向上、組織再編や企業行動の多様化に対応した税制ルール等も整備されました。今後もきめ細かな中小企業税制の見直し・改革を推進するとともに、企業負担となる税制事務、手続き等の簡素化についても改善に努めます。

- ・平成 16 年度に向けて、中小企業の設備投資促進と資金調達手段の改善の観点から、中小企業投資促進税制（30%特別償却又は7%税額控除）の延長、事業承継等に資する非上場株式の譲渡益課税の負担の軽減、相続税課税価格の軽減措置の拡充、ベンチャー企業投資に対する優遇措置の創設など各般にわたる改正を検討します。

女性による起業の応援

女性による起業・独立を支援していくことは、新規事業の創出によって新たな需要と雇用が生み出され、我が国経済の活性化に寄与するだけでなく、意欲と能力のある女性がビジネス社会で活躍する機会を増やし、男女共同参画社会の実現を図るためにも大変重要なことです。

民間の調査機関によれば、我が国における女性社長数は、この12年間に4万人（全体の4.7%）から6.5万人（全体の5.6%）に増加しており、女性の社会進出や登用は着実に進展している状況にあります。一方、残念ながら、女性自営業者の数を見ますと、最近の5年間で、208万人（全体の33.5%）から、172万人（全体の30.5%）へと、逆に人数・割合ともに減少しており、我が国における女性の起業は低迷している状況にあります。

このような状況を打破するため、女性が起業する際に必要となる設備資金を、中小企業金融公庫等を通じ低利で融資する制度を設けており、制度創設後5年間で既に1万件、総額600億円を超える融資が行われております。また、最低資本金規制の特例を設け、最低1円の資本金でも会社を設立できることとしましたが、全体の約24%が女性による会社設立であり、女性に対しても広く起業の門戸が開いたところです。更に、女性を対象に創業に必要な知識を授ける女性創業塾を今年度は54か所で開催し、2000人を超える受講生を集めます。また、Web上で女性起業の成功事例をわかりやすく紹介し、具体的な起業相談を受け付けるサービスを提供しています。自民党は、今後も女性起業支援を一層拡充し、女性によるビジネスチャレンジを全面的に応援してまいります。

個人・小規模企業への支援

平成 15 年度税制改正において、消費税の事業者免税点の適用上限が 3000 万円から 1000 万円に引き下げられたことにより、新たに 150 万人の小規模事業者が課税事業者になると思われます。自民党は、これらの事業者の自発的納税協力が得られるよう、簡易課税の選択を確定申告期（書）で対応可能にしたり、帳簿および請求書等の法定記載事項を簡素化するなど、現場の実態に合わせたさまざまな改善が行われるよう調整に努めます。

- ・大変厳しい経済環境の中で企業努力を強いられている個人企業経営者の勤労性を評価することも含め、青色申告特別控除制度の改善・拡充に努めます。
- ・平成 15 年度税制改正に引き続き、包括的な事業承継税制の確立を目指し、税率の引き下げ、累進構造の見直しなどのほか事業用資産について、相続時の大幅な税額控除、生前贈与などの特例措置の創設について検討を進めます。

- ・内部留保金課税の存在意義の見直しのほか、欠損金繰越期間の延長と繰戻し還付の適用についても検討します。
- ・商店街と大型店舗との関係については、大店法による経済的規制から街づくり3法による社会的規制へと哲学の転換をして以来5年が経過しました。自民党は、この5年間の状況・評価について関係者から十分に意見を聞きつつ、制度を検証し、必要な改善を行います。
- ・デフレ不況の下で、不当な安値で契約を受注し、下請けなどに対し過度の負担を強いる請負契約を結ぶ「買い叩き」は後を絶ちません。今後も、必要な制度見直しなど、不公正取引の是正に取り組みます。

(五) 21世紀のしっかりとした農林水産業の振興と真に豊かな農山漁村づくり

1 食料・農業・農村政策の再構築

食料・農業・農村基本法に基づく政策の積極的な展開

21世紀の農政の基本方針である「食料・農業・農村基本法」に基づき、食料の安定供給の確保、これに向けた食料自給率向上等のための施策、意欲ある担い手の育成を図るための経営所得対策や農地の確保・有効利用、自然循環機能の発揮など農業の持続的な発展に関する施策、地域の多様なニーズに対応した総合的な農村振興施策、などに全力で取り組みます。

米政策改革などの農業構造改革の推進

先に米政策改革大綱に基づく具体策を決定しましたが、これにより21世紀の最初の10年間で米づくりのあるべき姿を遂行し、消費者や市場の多様な需要に応え得る米と米以外の作物の生産体制づくり、需給調整の仕組みや流通の改革に着実に取り組み、地域の特性を活かした産地づくりと担い手の育成を推進し、水田農業の未来を切り拓き、その将来にわたる発展に向けて全力で取り組みます。

さらに、農業の構造改革の加速化を図るため、経営の規模拡大や法人化の推進、新規就農の促進や農地の確保、経営所得安定対策の検討など、意欲と能力のある農業経営が躍進する環境条件を整備します。

農山漁村のいきいき活性化

水とみどりにあふれる美しい農山漁村景観の創造と生活環境の整った利便性の高いむらづくりを推進するため、社会基盤を整備し、自然と共生する田園環境や、棚田、里地・里山、海辺の保全等を進めます。これにより、農山漁村の活性化を図り、国民共通の財産としての個性ある魅力的な農山漁村を次世代へ継承し、そこに住む人々が誇りを持って生きていける農山漁村づくりに全力で取り組みます。

とくに、国民の求める新たなライフスタイルの実現を目指し、地域の資源や伝統文化を活用しつつ、農山漁村の魅力を活かし、都市と農山漁村の間で人・もの・情報の行き来を活発化させ、農山漁村をはじめとするわが国経済の活性化に貢献する

「都市と農山漁村の共生・対流」を推進します。

また、食品廃棄物、稲わら、家畜排せつ物、未利用の木材や廃材等の生物系循環資源、いわゆるバイオマスがわが国、特に農山漁村には豊富に存在しており、これを地域の実情に応じてエネルギーや製品として利活用する「バイオマスニッポン総合戦略」を推進し、農山漁村の活性化を図りつつ、持続的に発展可能な循環型社会づくりを実現します。

W T O 農業交渉等への全力対応

W T O 農業交渉においては、世界で多様な農業が共存していくことを基本的な哲学として、農業の多面的機能や食料の安全保障の重要性、輸出国・輸入国のバランスの確保など、わが国の主張を強力に展開し、わが国の提案が十分反映され、受入れ可能なバランスの取れたものとなるよう、引き続き今後の交渉に全力をあげて取り組んでまいります。また、林野・水産分野についても、地球規模の環境問題や有限天然資源の持続的利用の観点を踏まえたわが国の考え方が実現するよう交渉に臨んでまいります。

わが党は、今後とも、政府、農林水産業団体、さらに消費者と一体となってこれら我が国の主張が実現されるよう全力で取り組むとともに、W T O 体制を補完する F T A（自由貿易協定）にも、食料安全保障や国内農林水産業の改革に悪影響を及ぼすことのないよう留意しつつ、取り組んでまいります。

2 森林・林業・木材産業、山村対策の積極的な推進

森林は、地域の生態系を育む、わが国の緑と水の源泉であり、地球温暖化の防止など地球環境の保全や豊かな国民生活の基盤となる国民共通の財産です。

多様化・高度化する国民の森林への期待に応え得るよう、地球温暖化防止や国土保全という重要な機能を発揮できる多様で健全な森林の整備・保全を積極的に推進します。このため、新たな労働力の森林整備への就業と地域への定着を図る「緑の雇用」等を推進し、森林整備の担い手の育成・確保に努めます。また、木材産業の体質強化と地域材利用の推進、木質バイオマスの利用拡大の促進を通じて循環型社会の構築を図るとともに、山火事の予防や有害鳥獣被害対策に取り組んでまいります。わが国森林の約3割を占める国有林については、公益的機能を重視し、国民の期待に応え得るよう、整備を進めてまいります。さらに、森林・林業を守り育てる山村地域の活性化に全力を注ぎます。

また、地球環境保全に資するため持続的な森林経営を阻害する違法伐採問題への取組を推進します。

3 水産政策の展開

水産資源の持続的な利用と魅力ある漁業の確立

水産資源調査の充実、資源回復計画の推進等により、科学的かつ効率的な資源管理を実施するとともに、「豊かな海の森づくり」による藻場等の整備を着実に進めるほ

か、つくり育てる漁業の推進や生態系に配慮した内水面漁業の振興を図るなど、水産資源を持続的に利用するための施策を的確に推進してまいります。

また、収益性の高い魅力ある漁業の確立を目指して、漁船リースの推進等による代船取得の円滑化、資金の円滑な融通等を通じた経営の再建の推進、省エネ型漁船や青色発光ダイオード使用の集魚灯の実用化などを目指した技術革新の促進、漁業の新規就業促進による漁業の担い手の確保・育成を図るなど、きめ細かな対策を講じます。

さらに、水産業や漁村の有する重要な役割を踏まえ、離島等条件不利地域における漁村づくりの充実、生活環境面で集落排水施設の整備の促進など、漁村の総合的な整備を進め、併せて、都市との共生対流を促進するなど漁村の活性化に全力で取り組んでまいります。

消費者の求める水産物の生産・供給

衛生面に配慮した漁港等の整備を進めるとともに、水産加工において立ち後れているHACCP手法の導入を促進し、また、産地市場統合等による流通の効率化など、水産物の生産・供給において消費者の信頼に応えるための対策を強力に実施してまいります。

(六) エネルギー、環境政策

わが国の地政上要求されるエネルギー安全保障、地球規模で求められる環境保全、社会経済の効率化などの諸要請に対応することは長期にわたるわが国社会全体の懸案事項です。中長期を見通した石油、ガスの安定供給の確保、原子力開発・利用の推進、省エネ・新エネルギー分野の研究開発の推進などエネルギー供給分野における政策方針と産業・経済活動、民生活動の結果生じる地球温暖化問題、廃棄物・リサイクル・ダイオキシン問題など環境保全分野における政策方針を調和させる努力を一層強化する必要があります。環境産業分野とでも言うべきこの分野にわが国の知と技術と資金を集中的に投入して環境と調和する循環型経済システムの構築に全力で取り組みます。

1 エネルギー政策の推進

エネルギー政策への基本的取組み

わが党が中心になって検討を進めてきたエネルギー政策基本法が平成14年に成立しました。石油、ガス等エネルギーの安定供給の確保、環境への適合、市場原理の活用を基軸としたこの基本法を受け、近く、国民経済全体の観点からこれまでの政策全般を検証・再評価し、歳出構造の見直しも含めて施策を体系的に整理したエネルギー基本計画を策定し、長期的、総合的なエネルギー政策を計画的に推進します。

省エネルギー・新エネルギー対策の推進

経済社会全体の省エネルギー化を促進するため、自治体、NGO等による省エネルギーの導入促進、省エネルギー技術の実用化開発、生活・事業活動及び製品を省

エネルギー化するなどの取組への支援等を行います。また、新エネルギーの導入促進を図るため、燃料電池、太陽光、風力、バイオマス等の技術開発を進めるとともに、国と自治体、N G O等との連携を強化します。新エネルギーの中でも特に実用化が期待される燃料電池については、燃料電池自動車を2010年度までに5万台、2020年度までに500万台導入することなどを目標として、その普及を促進します。低公害車（平成12年度末の63万台から平成14年度末には458万台に普及）についても、2010年度までのできるだけ早い段階での1000万台以上の普及を目指し、優遇税制や補助金等を活用して、開発・普及を強力に促進します。

天然ガスへの転換の加速化

環境負荷が小さい化石燃料で、供給安定性が高い天然ガスへの転換を加速するために、産業界の天然ガスへの燃料転換の支援、天然ガスの新たな利用技術（ガスの液体燃料化／ジメチルエーテル）の開発の加速、我が国周辺の海域に大量に賦存する天然ガス資源であるメタンハイドレートの開発支援促進等を図ります。

アジア諸国と連携したエネルギー安全保障の推進等

石油備蓄、石油天然ガス資源開発、産業体制整備を引き続き着実に実施するとともに、液化石油ガス国家備蓄の推進を図ります。また、アジア地域において、石油備蓄をはじめとする緊急時対応能力の強化等、エネルギー安全保障強化に向けた協力を推進します。

原子力に関する信頼回復と安全対策強化及び原子力を中心とした長期固定電源への支援の重点化

最近の原子力発電を巡る一連の不祥事は、これまで推進してきた国及び事業者による原子力への取組みを一朝にして崩壊させるような、今後二度とあってはならない重大事案であり、関係者の猛省を促すとともに、再発防止策、情報開示の充実の着実な実施など地元や国民の信頼回復に向け、わが党として全力で取り組んでいます。

このため、安全審査・保安体制等の原子力安全対策の抜本的な強化とともに、電源立地等の支援対象を安定的でかつ地球環境負荷が非常に低い原子力を始めとした長期固定電源に重点化し、立地地域への交付金制度の一本化や立地時点のみならず運転時にも着目した新交付金を創設するなど、支援の上乗せ等を行います。

核燃料サイクル確立の推進

資源小国であるわが国にとって、エネルギー安定供給と地球温暖化防止の観点から、原子力発電の重要性は言うまでもなく、この原子力発電を超長期に続けていく上で、核燃料サイクルの確立は、わが国原子力政策の基本をなすものです。このためわが党としては、平成15年1月27日に、名古屋高等裁判所金沢支部から出された、高速増殖原型炉「もんじゅ」の設置許可処分無効確認等控訴事件判決について、地元関係者や国民への理解活動を最大限に推進することを前提に、国の最高裁判所への上訴を全面的に支持します。

高速増殖炉及び関連する核燃料サイクル技術は、ウランの利用効率を飛躍的（約120倍）に高めることができ、「もんじゅ」はその研究開発の中核として極めて重要な位置付けとしています。

自民党は、地元関係者や国民の理解を得るため最大限努力するとともに、核燃料サイクルの技術開発、実用化を目指します。

2 環境の保護・保全と経済成長との両立

環境と経済を統合する社会の実現に向けた基盤づくり

「環境を良くすることが経済を発展させ、経済が活性化することによって環境も良くなる」という好循環を生みだすため、地域での環境ビジネスの育成・振興を通じて、雇用の確保や地域の活性化を図るモデル事業や、新たな温暖化対策ビジネスの起業支援事業を行います。また、企業の積極的な環境経営が社会や市場の中で高く評価されるような条件整備を図ります。

ナノテク等の先端技術、循環型社会を支える廃棄物処理技術等を対象に選択的・集中的な環境技術開発を促進します。先進的な環境技術の普及を図るため、技術の環境保全効果等の第三者による客観的な実証等を行います。

地域の特色を活かした環境施策の推進

「環境保全活動・環境教育推進法」の制定を受け、人材認定等事業の登録制度等の構築を図ります。子どもたちへの環境教育・環境学習について、教材にも工夫をこらしつつ更なる推進を図るほか、自然体験学習やエコツーリズムを推進します。

また、地方における情報の収集・提供機能や民間団体等の交流・研修の場としての機能を有する活動拠点として地方環境パートナーシッププラザを整備します。

さらに、地域の特色を活かし、地域の関係者が一体となって行う創意工夫に満ちた実践を通じた循環型のコミュニティづくりを支援します。

地球温暖化対策を始めとする地球環境保全対策の推進

京都議定書の6%削減約束を達成するため、地域におけるバイオエタノール、燃料電池、太陽光発電及び風力発電の普及等を図るとともに、ライフスタイルの変革に向けた国民運動の展開を推進します。また、事業者の行うクリーン開発メカニズム事業や共同実施事業を支援します。

温暖化対策に関する税等の経済的手法については、地球温暖化対策推進大綱の評価、見直しにも考慮しながら、国民経済産業全般に与える影響等を十分考慮し、国民的議論を踏まえて、総合的に検討します。

循環型社会の実現に向けた廃棄物・リサイクル対策の推進

リサイクル（再資源化）の促進を中心とした従来の対応から、リデュース（廃棄物の発生抑制）、リユース（再使用）、リサイクルを総合的に促進する対策へと転換するとともに家電製品、建築廃材、自動車など様々な個別分野ごとの具体的な取り組みを

促進します。また、地域における先進的な資源循環型モデル事業を支援するエコタウン事業を推進します。

平成 14 年 4 月から 15 年 3 月までに指定取引場所で引き取られた廃家電四品目の台数は、1015 万台となり、対前年度比 19% 増で、プラスチック製容器包装ゴミの回収、再商品化量は対前年度比 49% 増の約 27 万トンとなっています。

廃棄物の最終処分場については公共関与により効果的な整備を行うとともに、廃棄物処理施設整備の一環として、廃止された廃棄物焼却炉の円滑な解体を促進します。また、PCB 廃棄物の処理体制の整備を着実に進めます。更に産業廃棄物の不適正処理を防止するため、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」の改正により明確化された国の責任の下で、環境パトロール活動の実施や不法投棄防止のネットワーク構築を進めるとともに、GPS (汎地球測位システム) を活用したシステム導入の検討、電子マニフェストの普及拡大等を進めます。

優良な処理業者の育成等を進めるとともに、過去に不適正処分された産業廃棄物については、「特定産業廃棄物に起因する支障の除去等に関する特別措置法」に基づき支障の除去を計画的に実施します。

浄化槽市町村整備推進事業を中心に浄化槽の整備を拡充します。

環境汚染の防止、安全・安心な生活の確保

化学物質審査規制法の改正を踏まえた動植物への影響に着目した審査・規制等の強化や既存化学物質の安全性点検などを実施します。化学物質に係る分かりやすい情報整備を図るなど、リスクコミュニケーションを推進します。

平成 22 年度までに大気環境基準を概ね達成すること等の目標達成に向け、自動車排出ガス規制の一層の強化を図るとともに、地域における低公害車の一層の普及やより低公害な自動車への買い替え等を行う事業者に対する支援措置の拡充等を推進します。

また、浮遊粒子状物質 (SPM) の削減に向けた総合的な取組み、ヒートアイランド対策、健全な水循環の確保に向けた統合的な水管理などを進めます。

旧軍毒ガス弾等による被害の未然防止を図るため、全国調査のフォローアップ調査の結果を踏まえ必要な管理施策を進めます。

生物多様性保全の総合的推進と自然との共生

移入種 (外来の生物) による生物多様性への悪影響を予防・軽減するための措置などに関して法制度の整備に取り組みるとともに、緊急性の高いものについては駆除作業を進めるなどの対応を図ります。また、「遺伝子組換え生物等の使用等の規制による生物の多様性の確保に関する法律」に基づき、遺伝子組換え生物のリスク評価や影響の監視、情報基盤の整備などを推進します。

さらに、世界に誇れる国立公園づくり、世界自然遺産の追加登録に向けた検討、里地里山の保全と持続的利用を図るためのモデル事業などを進めます。

環境配慮経営の推進

環境負荷の低減に向けた活動を促進するため、事業者、市民、行政等の各主体が持っている人材、資源等を最大限有効活用し、一定の環境負荷低減に資する事業等に対するその活動に必要な資金の一部を支援します。

2005年日本国際博覧会「愛・地球博」の開催

21世紀の人と自然の新たな関係を追求し、循環型経済社会の総合的実験及び検証を行う2005年愛知万博は、環境に対する日本の姿勢を示すだけでなく、わが国の環境技術を世界に広めるチャンスでもあり最大限の支援を行います。

(七) 人類と国の未来を拓く「科学技術創造立国」の実現

「科学技術創造立国」の実現に向け、予算を重点的に配分し、平成15年度は1兆2000億円に上る研究開発・投資減税を行いました。大学発ベンチャー企業は500社を超え、大学と企業の共同研究も大幅に増加し、7000件を超えています。24兆円の政府研究開発投資を掲げた科学技術基本計画を強力に推進することにより、世界最高水準の「科学技術創造立国」の実現を図ります。

1 基礎研究の推進

人類の知的資産の拡充や新産業の創出に資する基礎研究を未来への先行投資と位置付け、科学研究費補助金など競争的資金の倍増、優れた研究者の養成・確保、世界水準の研究施設・設備の整備、今後50年で30人程度のノーベル賞受賞者を輩出するなどノーベル賞級の学術研究の振興を推進します。

2 社会的、経済的ニーズに対応した研究開発の推進

個人の遺伝情報に応じた医療の実現などを目指したライフサイエンス、ハイテク産業の拡大に直結する情報通信、ナノテクノロジー、地球規模の環境問題の解決や廃棄物対策に資する研究開発の重点的な振興を図ります。また、我が国が存立していく基盤となる宇宙開発や、原子力を含むエネルギー分野などの研究開発を積極的に推進し、環境保護と経済成長の両立を目指します。

3 知的財産戦略を通じた経済活性化と新産業創出

戦略的な知的財産の創造・活用、産学官連携推進のための環境整備を図ることにより、地域経済の活性化、新産業の創出を推進します。平成16年度末までに大学発ベンチャー1000社の実現を目指し、大学等や国の研究成果の民間での活用を促進します(平成15年3月末531社)。地域の中堅・中小企業による実用化開発への支援や産学官連携ネットワークの構築などの科学技術駆動型の「地域経済活性化対策」を推進し、公共事業に依存する体質から脱却した真に活力ある地域経済を実現します。企業等の研究者も科学研究費補助金の助成対象にするなど企業

の研究活動を支援します。

4 安全で豊かな生活・社会を実現するために必要な科学技術の推進

安心して暮らせる潤いある豊かな社会を築くため、地震等の調査研究を進めるとともに、各種災害に対する防災科学技術研究を推進します。また、社会との調和のとれた科学技術の推進のため、遺伝子組換え生物の適切な取扱いのための体制整備など安全の確保や生命倫理問題への配慮などに努めます。さらに、世界最高水準の研究者の養成を初めとする、科学系人材の養成・確保を図ります。科学技術に対する関心や理解を増進するため、科学技術・理科教育を充実します。

5 ロボット技術の研究開発を推進

ロボット技術は、次世代の産業として大きな市場性を有するほか、少子高齢化対策、安全で安心な生活の実現に大きく貢献すると期待される総合技術です。このため、介護、警備、災害救助、生活支援等の分野で人間と共存するロボット技術の研究開発を積極的に推進します。

6 地域と都市を結ぶ小型旅客機の開発を推進

YS11以来40年振りの小型旅客機と戦後初の純国産小型エンジンの開発を推進します。羽田空港の拡張や中部国際空港の完成にあわせて、この旅客機を地域と都市を多頻度で結ぶ足として就航させることにより、大都市圏の都市環境整備と地域振興を一体的に図ります。

7 「準天頂衛星システム」の事業化

3個の衛星を組み合わせ、自動車や列車など高速移動体に高速通信手段と高精度測位手段を提供する「準天頂衛星システム」が、平成20年の1号機打ち上げを目指して事業化されます。これにより、日本の「ものづくり」の技術を結集した新しい社会システムを創り出すことが期待されます。

8 一連の産業事故への対応について

最近、大きな工場等の現場における事故が多発しております。安全第一が企業活動において最大限配慮されるべきものであり、工場が立地する地域の住民の安全、地域経済への影響などを考えると、産業事故の多発という事態は憂慮すべき問題です。

また、一連の事故は、競争力強化のためにコスト削減をぎりぎりまで進めた結果、生産現場の保安体制を脆弱にしているのではないかと不安を抱かせるものです。党として、構造的問題が内在するのかどうかについて、産業界に対し慎重かつ精密な分析をするよう求めます。

(八) 「知的財産立国」の実現

「ひと」、「もの」、「かね」の他に「知的財産」が、われわれの社会を豊かにする可能性に着目し、平成 14 年、これを保護・活用するための知的財産基本法を制定しました。すでに映画の著作物の保護期間を 20 年延長する法改正が終わるなど、知的財産が「元気な日本」の源泉になることは間違いありません。今後は、政府が推進計画を的確に実施するよう促し、「知的財産立国」を実現します。

- ・平成 17 年度に知的財産高等裁判所を創設することを目指すとともに、特許審査待ち期間を大幅に短縮することを目標とする特許審査迅速化法（仮称）を次期通常国会において制定します。あわせて、任期付特許審査官を積極的に大幅増員することにより、即時特許審査（＝順番待ち期間ゼロ）を実現し、企業が見込みのある分野に向け研究開発を集中できるようにします。
- ・アジアにおける我が国製品の偽物被害に対応するため、F T A や O D A を活用して、侵害国政府に強力に働きかけるとともに、平成 16 年度中に関税定率法を抜本的に強化します。
- ・映画やアニメなどのコンテンツを育成するため、高等教育機関へのコンテンツ学科設置、放送コンテンツ流通における取引慣行の是正、東京国際映画祭の拡充を行います。
- ・平成 14 年度以降、一般事業者が信託方式によって知的財産の管理・活用ができるよう、新たな制度の導入を行います。
- ・大学等が保有する特許の効果的な活用を図るため、T L O（技術移転機関）や大学の知的財産本部の機能を高めるとともに、すべての法科大学院に知的財産に関する講座設置を促します。

(九) I T 社会の構築 ～ 日本発の新 I T 社会の構築

高速ネット接続（A D S L）加入数は、この 1 年間で約 2.5 倍、2 年前に比べて約 28 倍（平成 13 年 6 月末 29 万加入 14 年 6 月末 330 万加入 15 年末 826 万加入）に増加し、A D S L の常時接続が月額 2500 円程度と世界最低水準の料金を実現しました。このことは、自民党の政策の実績です。

平成 17 年度までに世界最先端の I T 国家となる目標の下、情報通信技術の発達が、地域社会の発展や国民生活の利便や質の向上につながるよう、利用者の視点に立って、携帯電話やデジタルテレビ、情報家電などわが国が得意な分野を生かした「日本発の新 I T 社会の構築」を目指し、次のような課題に積極的に取り組みます。

1 放送のデジタル化の推進

国民一人ひとりに広く普及している地上テレビ放送を始め、放送のデジタル化を推進することにより、各家庭のテレビを I T 社会への入口として利用できるようにします。

具体的には、地上テレビ放送のデジタル化に伴い必要となる周波数変更対策の着実な実施、デジタル化のスケジュールについての周知・広報の徹底やデジタル施設に対する税制、金融上の支援等の施策に積極的に取り組みます。

2 ユビキタスネットワークの実現

いつでも、どこでも、あらゆるものが接続できるユビキタスネットワークは、便利で豊かなライフスタイルを実現するとともに、新たな産業や市場を創出し、様々な社会的問題の解決にも寄与するものとして期待されています。そのために必要な基盤技術や、幅広い利用が期待される電子タグの高度利活用に必要な標準化・実証実験、技術開発等の環境整備を進め、我が国産業の流通体系全体の効率化・高度化を図ります。

また、ユビキタスネットワーク実現に向け更なる有効利用が求められる電波の再配分を迅速に実施するため、既存の電波利用者に経済的な損失が発生した場合の給付金制度の整備に努めます。

3 情報アクセス権の確保

既に国民一人ひとりのライフラインとして重要な役割を果たしている情報通信ネットワークについては、その利用が国民のアクセス権の確保に直結するものです。このため、学校、図書館、公民館、市役所などを結ぶ光ファイバー網の全国整備や、携帯電話の通話エリア拡大、テレビの難視聴対策等の地域的格差の是正に取り組みます。また、年齢や身体的条件等によるIT利用の格差を防止する情報バリアフリー環境の整備を進めます。

4 電子政府・電子自治体の推進

利用者である国民本位の行政サービスの向上と行政運営の簡素化、効率化等のため、「e-Japan重点計画 2003」及び「電子政府構築計画」等に基づき、多様な行政情報の分かりやすい提供、様々な申請・届出等のオンライン化、ITを活用した業務・システムの効率化・合理化の推進等を図るとともに、国民生活にもっとも身近な市町村役場を「付き合いやすく、使いやすいところ」に変えていくため地方公共団体の取組みを支援し、電子政府・電子自治体を強力に推進します。

平成15年2月には、行政手続オンライン化法が施行され、すべての省庁で受付システム、認証システムなどの整備が完了しました。更に、国が扱う申請・届出等手続の97%が平成15年末までにほぼ完了します。併せて、その基盤法制である行政機関個人情報保護法等の円滑な施行に向けた準備を着実に進めます。

5 コンテンツの流通促進

技術と知恵と文化を兼ね備えた知的財産立国を目指すためには、魅力的で文化的価値の高いコンテンツや、わが国独自のコンテンツの流通が重要です。このため、著作権等の権利処理の円滑化や、安全・確実かつ多様な流通を実現する技術の確立などの諸課題に取り組むことにより、魅力的な映像コンテンツの制作・流通を促すとともに、文化遺産などの貴重なデジタル資産の蓄積やその高度利用を推進します。

6 情報セキュリティの確保

国民がITの利便性を十分に享受し、安心して気軽にネットワークを活用し様々な社会活動、経済活動ができるよう、年々巧妙化するコンピュータウイルスや不正アクセスをはじめとするサイバー攻撃による被害を最小限とする取組みを進めます。具体的には、セキュリティ基盤技術開発の推進や専門家の育成、情報セキュリティ文化の普及を図るほか、サイバー犯罪条約の早期締結に向け、国内法の整備の推進に努めます。

7 IT産業の育成

ソフトウェアをはじめITの品質や信頼性が社会インフラとしてますます重要になりつつあるため、高品質のソフトウェアを効率よく生産するための技術開発や、IT技能標準の整備による高度IT人材の育成によって、高信頼、高品質のソフトウェアを提供できるIT産業を育成します。また、国際的な戦略として、アジアにおけるブロードバンドの普及を推進し、アジア地域全体を世界の情報拠点とすることを目指します。これによって、域内のあらゆる面における交流や統合の促進、多様な文化の保存と共有、そしてアジアから世界への情報発信の強化を図ります。

8 郵便局ネットワークの活用による地域への貢献

新しい日本郵政公社の下でも、国民生活に不可欠な郵便、貯金、保険などの生活基礎サービスを引き続きあまねく全国に公平に提供していきます。

郵便局を地域における「情報・安心・交流」の拠点として位置づけ、郵便、貯金、保険の3事業に加え、国民共有の財産である郵便局ネットワークを更に有効に活用して、地方公共団体との連携により、郵便局での住民票の写しの交付等のワンストップ行政サービスや高齢者の在宅福祉サービスを推進するとともに、郵便貯金・簡易生命保険資金の運用を通じた社会資本整備を推進します。

(十) 自由貿易・投資の促進

- ・ F T Aを中心とした経済連携の推進やO D Aの戦略的活用等を通じ、成長著しい東アジアとの連携を強め、東アジアビジネス圏を形成します。
- ・ 新しい技術や経営ノウハウの導入、雇用の維持・確保、消費者利益の増大などに資する対日直接投資について、5年後にはその残高を倍増させます。

(十一) 産業競争力強化のための税制

- ・ わが国産業の国際競争力を強化することを通じ、経済活力を高め、雇いを維持・創出するために、企業の社会保険料負担の増加を抑止しつつ法人税の引下げ、欠損金制度や償却制度の

見直し、中小企業税制の強化、連結納税の定着など税制の改善を進め、トータルで法人負担の軽減を図っていきます。

・「貯蓄」から「投資」への流れを拡大するため、金融所得課税の一元化を推進するとともに、住宅、土地の取得・保有に伴う負担を軽減するための税制環境を整備します。

(十二) 競争政策の充実

市場における自由競争の徹底と企業活動の規律強化が求められる中で、自由経済の基本法である独占禁止法の重要性は一層増大しています。しかしながら、昨今の報道に見られるように、一部の企業が繰り返し独禁法違反を繰り返している状況があり、独禁法が厳正かつ適正に執行される法的・人的・組織的体制を整備することが喫緊の課題です。このため、公正取引委員会の機能を質量とも充実させます。

二 国民の「安全」と「安心」の確保

(一) 安全な国づくり

1 犯罪対策の強化で「世界一安全な国 - 日本」の復活

警察力の強化

最近の国内の治安情勢を見ると、刑法犯認知件数は増加の一途をたどっており、平成 14 年中の刑法犯の認知件数は約 285 万 4000 件と、昭和期の約 2 倍となっており、戦後最多を記録しています。一方、検挙率をみると、平成 13 年には、戦後初めて 20%を下回るまでの低下を見ました。

犯罪の増加の背景には、家庭・学校における教育機能の低下、社会の規範意識の希薄化、国際化の影響、地域社会の連帯機能の低下等が指摘されています。

認知件数の増加もさることながら、近年、犯罪が質的に大きく変わりつつあります。来日外国人によるピッキング用具を使用した侵入盗を始めとする組織窃盗が深刻化しており、また、依然として対立抗争事件をはじめとした暴力団等による悪質な犯罪が国民生活を脅かしています。路上強盗やひったくり等の街頭犯罪の激増は国民に不安を与え、社会の安全を揺るがし続けています。

わが党は、このように年々厳しさを増す犯罪情勢に対応するため、国民の皆さんに安全で安心に暮らせるまちづくりに取り組んでいます。この活動は、地域住民の皆さんによる自主的な防犯活動を推進するとともに、道路、公園等の公共施設や住居の構造、設備、配置等について犯罪防止に配慮した環境設計を行い、犯罪被害に遭いにくい生活環境を確保しようとする活動です。

また、平成 14 年度からの 3 年間で、全国の警察官を 1 万人増員する計画を進めていますが、「安全で安心して暮らせる社会づくり」のため、教育訓練による警察官の資質の向上を図り、更に不足する警察官を緊急に増員し、全国で「空き交番ゼロ」を目指すなど、国民生活の基盤となる治安を維持するための政策を着実に実行します。

検察体制の強化

治安情勢の悪化を反映して、検察庁が受理する事件数は急増し、とりわけ殺人等の凶悪事件の受理事件数が大幅に増加しており、これに伴って、平成 14 年度の公判請求件数は、約 13 万 9000 件と、10 年前に比べて 1.5 倍に増加しています。加えて、犯罪の組織化・悪質化等により、捜査・公判が長期化・困難化し、検察の役割は飛躍的に増大しています。

検察の役割は、事案の真相を解明して犯罪者に適正な処罰を与えることにありますが、これは、犯罪を抑止するためにも、また、犯罪被害者に対するケアの点からも極めて重要です。そのため、検察官及び検察事務官について、必要な増員を推進します。

出入国審査体制・不法滞在外国人摘発体制の強化

来日外国人による犯罪は、20 年前と比較して、検挙件数で約 10 倍に増加し、凶悪化・組織化、全国への拡散の傾向が顕著となっています。

国内の不法滞在外国人は、平成 2 年の 10 万 6497 人から平成 5 年には、29 万 8646 人にまで増加しました。平成 10 年からの 5 年間だけでも、21 万 393 人の不法滞在外国人を強制送還しましたが、平成 15 年 1 月現在、なお、22 万 552 人が不法に国内に残留しています。

これら不法滞在外国人の摘発等にあたる入国管理局職員は、2541 人で、諸外国と比較しても、香港の約半分、アメリカの 14 分の 1 に過ぎません。

厳正な入国管理と摘発体制の強化のため、過去 5 年間で入国管理局職員 215 人の増員を行いました。平成 16 年度予算においては、さらに大幅な増員を行うこととしています。

わが党は、入国管理局職員の大幅な増員を行い、併せて入国管理局収容施設を早急に整備し、今後 5 年間で国内の不法滞在外国人を半減させます。

また、国際テロ組織関係者や外国工作員等の入国阻止、その他の国際テロ等の対策のための情報収集の必要性にかんがみ、公安調査庁の機能の充実・強化に努めます。

感染症や生物テロ、麻薬への対応

SARS をはじめとする新たな感染症や生物テロといった国民の生命・健康を脅かす事態に対して、迅速かつ適切に対応できる体制を確保します。SARS 類似の症状を示すインフルエンザについて、ワクチンの確保、接種勧奨等を行い、感染の拡大防止を図ります。昨今、蔓延のきざしをみせている薬物への対策として、薬物密売組織の壊滅を図るとともに、末端乱用者に対する取締りを徹底し、青少年に対する薬物乱用防止の普及啓発を推進します。

わが国の海上の治安確保

九州南西海域における工作船事件などの不審船事案、米国同時多発テロ事件以降の世界的なテロの続発により発生が懸念される重要施設等に対するテロ及び薬物・銃器の密輸、密航等の海上犯罪などに的確に対応できるよう運用態勢・装備の充実、海上保安官の増員等、海上保安体制を充実強化し、引き続き国民の安全と安心の確保に万全を期すとともに、平成 14 年 12 月に改正された SOLAS 条約（海上人命安全条約）に対応し、入港規制の実施を含む船舶及び港湾施設の保安対策の強化、並びに必要な体制・人員の確保等を推進します。さらに、国際基準を満たさない船舶を排除し、海上航行の安全及び海洋環境を保護するため、外国船舶に対す

る監督（ポートステートコントロール）体制を強化します。また、良好な海洋環境を守るために、油の回収や船舶の撤去などの放置座礁船対策を推進します。

矯正施設過剰収容問題の解消

刑務所等矯正施設（刑務所・拘置所）の収容者は、平成 4 年度には 4 万 4912 人でしたが、平成 15 年 7 月末には、7 万 2715 人と、収容者数は 1.6 倍増加し、収容定員を 3600 人以上上回る過剰収容状態となっています。

特に、刑務所の過剰収容状態は深刻で、平成 15 年 7 月末には、収容定員 5 万 2157 人に対して、収容者は定員を 8000 人以上上回る 6 万 512 人、収容率 116%に達しています。

平成 4 年から平成 14 年の 10 年間で、女子収容者数は、1997 人から 3941 人と 2 倍に増加し、女子刑務所の収容率は 129%に達しました。外国人収容者数は、2029 人から 5092 人と 2.5 倍、60 歳以上の高齢受刑者数は 2167 人から 5870 人と 2.7 倍に増加しています。

また、平成 11 年以降、刑務所・拘置所の収容者数は、毎年約 5000 人ずつ増加しています。

人口 10 万人当たりの行刑施設収容可能人員を比較すると、わが国が 48 人であるのに対して、アメリカはその 9.7 倍、英国はその 2.6 倍となっており、わが国の収容可能人員の少なさは際立っています。

過剰収容対策として、平成 14 年度補正予算と平成 15 年度予算により、約 4400 人の収容能力増となりますが、わが党は、過剰収容問題の解消のため、当面 8 万人程度まで収容可能となるよう、早急に行刑施設の緊急整備を行い、併せて行刑施設職員の大幅な増員を行います。

また、行刑改革実現のためには、明治 41 年制定以来、一度も実質的改正がなされていない監獄法の抜本的改正が不可欠であり、わが党は、平成 17 年通常国会に所要の法案を提出し、その早期成立を図ります。

2 「食」の安全と信頼の確保

—昨年 の B S E（牛海綿状脳症）の発生や食品の虚偽表示問題等に端を發し、国民の「食」に対する関心がとみに高まっていることに応え、消費者重視の姿勢を貫き、国民の信頼確保に向けて万全の対策を推進してまいります。

平成 15 年通常国会において、国民の生命と健康の保護を第一に、食品安全の確保体制の確立に向け、食品安全基本法等を制定するとともに、内閣府においては食品安全委員会の発足、農林水産省においては消費・安全局の新設と地方組織の充実を行うなど、万全かつきめ細かな「食の安全・安心」確保のための体制を構築しました。

また、厚生労働省においては、食品の安全性を確保し、国民の健康の保護を図るため改正食品衛生法を確実に実施し、B S E や偽装表示事件、いわゆるダイエット用食品をめぐる問題などで揺らいだ、食品の安全、安心を再確立します。このため、残留農薬や既存添加物等について基準の設定や安全性の評価を進めるとともに、新たに策定する監視指導計画の実施を通じて、保健所や検疫所における食品衛生監視の充実強化を図ります。さらに、国民の健康保護の観点から食品表示制度の見直しを行うとともに、消費者、事業者、行政などの関係者相互間で食品安全に関する「リスクコミュニケーション」を推進します。その結果、食品がいつ、どこで、どのように生産・流通されたかなどについて消費者がいつでも把握できるいわゆる「トレーサ

ピリティシステム」の導入を促進し、安心できる食品を購入したいという消費者のニーズに応えてまいります。

また、国民一人ひとりが自らの「食」について考える「食育」に関する国民運動の展開、「食」と「農」をつなぐ地産地消の促進などにより、国民の心と体の健康を促進し、健全な食生活の実現を目指すとともに、食料自給率の向上に資してまいります。

3 災害に強い安全な国土づくり

災害から国民の生命、財産を守り、社会経済活動の安全性を確保するため、台風等による風水害対策、土砂災害対策、高潮・津波対策、地震・火山対策、地下空間の火災対策等の防災対策をハード・ソフト両面から総合的に推進するとともに、監視・観測体制を強化します。とくに、浸水被害が著しい都市部について、河川改修と下水道整備との有機的な連携や貯留施設の設置など総合的な都市水害対策に取り組みます。

また、災害弱者関連施設について重点的に土砂災害対策を実施するとともに、地震時に大きな被害が想定される危険な密集市街地の緊急整備や防災公園の整備、耐震改修の促進等の建築物の安全対策に取り組みます。

さらに、災害発生時に的確かつ迅速な対応が図られるよう、ITを活用した防災体制の整備を推進します。このほか住民が適切な行動をとれるよう、安全な避難方法や避難経路などをあらかじめ周知するため、ハザードマップの整備・普及に取り組むとともに、住民避難や被災地の復旧・復興の基盤となる防災拠点を整備します。また、火山については、時々刻々と変化する火山現象に応じて影響範囲等をGIS上でリアルタイムに予測する「リアルタイムハザードマップ」を整備します。

4 安全・快適で地球にやさしい交通の実現

自動車交通は、社会経済の発展や国民生活の利便性向上に大きく貢献し、今日の社会システムの中で重要な役割を果たしています。

しかし、一方では交通事故・交通渋滞・交通公害などの問題が顕在化しており、これらの問題に対する解決が強く求められています。くるま社会といわれて久しい今日のわが国において、より安全で円滑な交通環境を構築していくことは、国と地方公共団体が一体となって取り組むべき重要な課題であります。

現在、バイク等を含めた車両の保有台数は約9000万台、運転免許保有者数は約7700万人に及んでいます。一方、昨年の交通事故死者数は8326人と昭和45年のピーク時の半減を達成することができましたが、交通事故は依然として増加基調にあり、年間117万人もの人々が負傷している現状にあります。

このような交通情勢に的確に対応し、交通死亡事故を今後10年間で更に半減させるなどして道路交通に関して「世界で一番安全な国」を実現すべく交通事故の抑止と交通の円滑を確保するため、信号機や横断歩道などの交通安全施設の整備充実、交通安全教育の普及徹底、国民運動としての交通安全活動を推進します。

また、少子・高齢化が進展する中、道路交通環境をくるま中心からひと中心のものへと転換

させ、高齢者、子ども、身体障害者等交通弱者の安全確保を総合的に進めるため、道路交通のバリアフリー化を推進します。

都市部においては、総合的な駐車対策を推進したり、マイカーから路線バス等の大量公共交通機関への転換を図ったり、道路交通騒音や大気汚染・地球温暖化等の環境問題の改善に向けた交通円滑化、交通総量の抑制など都市交通対策を推進します。大気汚染問題への対応としては、ディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）や圧縮天然ガス車等の普及を促進するほか、大型ディーゼル車に代替する次世代低公害車の開発を推進します。また、地球温暖化防止の観点から、ハイブリッド車をはじめとする既存の低公害車や燃料電池自動車についても本格的普及を促進します。

さらに、最先端の情報通信技術などを駆使して、高度道路交通システム（ITS）を推進し、道路交通の安全性、輸送効率及び快適性の飛躍的向上を実現するとともに、交通渋滞の軽減等を通じて環境保全に寄与する等、安全・快適で環境にやさしい道路交通社会の実現を図ります。

5 安心を実感できるまちづくり

災害に強いまちづくりの推進

災害等緊急事態への対応体制を国の責務として整備し、国民の「安全」「安心」を確保します。

ア消防防災の強化

（ ） 全国的な観点からの消防防災力の強化

大規模・特殊災害発生時に出動する緊急消防援助隊（平成15年5月現在、2210隊、3万1000人）の整備・充実を図るほか、国と地方公共団体等が連携し図上訓練等実践的な防災訓練を実施し、初動対応を強化します。

（ ） 地域における消防防災力の強化

常備消防・消防団、自主防災組織等の充実強化を図るほか、住民に対するインターネットを活用した教育訓練等による地域消防防災力の向上を推進します。

イ 各種災害への対応の充実

（ ） 震災対策の充実

東海地震や東南海・南海地震、南関東直下型地震等の大規模地震に対処するため、地震発生時の対応を定めたアクションプランの策定や津波対策を推進するとともに、災害対策拠点や避難所施設等の耐震化などを進めます。

（ ） 特殊災害・テロ災害対策の充実

原子力施設や石油コンビナート等における災害、さらに、NBC（放射性物質、生物剤、化学剤）テロ災害に対応するため、特殊な資機材整備などを促進します。

ウ 防火安全対策の推進

（ ） 住宅防火対策の推進

建物火災の死者数の8割以上を占める住宅火災による死者数を低減するため、住宅火災警報

器等の普及などを促進します。

() 小規模雑居ビル等の防火安全対策の徹底

新宿区歌舞伎町ビル火災のような小規模雑居ビルにおける防火安全対策を徹底するため、小規模雑居ビル等に対する防火管理を充実強化するとともに、違反是正の徹底等を推進します。

エ 危険物事故対策の充実

最近のガソリンなどの危険物等の火災・漏えい事故の増加傾向を踏まえ、官民一体となって事故防止を強力に推進するとともに、施設の効果的・効率的な保守管理を推進します。

オ 救急救命等の充実・高度化

救命率の更なる向上を図るため、救急救命士の処置範囲の拡大を図るとともに、除細動器(自動)の積極的配備等を推進します。

また、消防・防災ロボットの研究・開発など救助技術の高度化を推進します。

カ 有事に備えた国民保護のための体制づくり

国民保護計画の作成等により、有事における国民保護のための国と地方公共団体の体制を整備します。特に、住民に対する避難の指示・誘導に関して、地方公共団体等の対応力を強化します。

(二) 司法制度改革の推進

1 司法制度改革関連法案の成立

わが党は、先の国会において、「司法制度改革のための裁判所法等の一部を改正する法律案」をはじめとする司法制度改革関連法案を成立させ、着実に司法制度改革を進めています。

- ・第一審の裁判を2年以内に終わらせることを目標とする「裁判の迅速化に関する法律」を定めました。
- ・利用者の費用負担を軽減するため、訴訟の手数料の額を全体として引き下げました。
- ・これまで地方裁判所で取り扱っていた離婚、認知等の家庭関係事件の第一審の管轄を家庭裁判所で取り扱うこととしました。
- ・国民にもっとも身近な簡易裁判所が取り扱うことができる請求の上限をこれまでの90万円から140万円に拡大しました。また、小額訴訟手続きとして取り扱うことができる請求の上限をこれまでの30万円から60万円に拡大しました。
- ・特許権、実用新案権等に関する訴訟の第一審の管轄を東京地方裁判所及び大阪地方裁判所に、控訴審の管轄を東京高等裁判所に専属化するなど、実質的な「特許裁判所」を創設することとしました。
- ・平成16年4月開校予定の法科大学院に現職の裁判官、検察官等を実務家教員として派遣する制度を創設しました。

2 法曹人口の拡大

21世紀の司法を支えるための人的基盤として法曹（裁判官・検察官・弁護士）の質と量を大幅に拡大することが不可欠です。

平成14年には、年間約1200人の司法試験合格者を、平成16年には年間1500人程度、平成22年には年間3000人程度とし、平成13年に約2万2000人であった日本の法曹人口を平成30年頃には5万人規模に到達することを目指します。

3 司法制度改革の更なる前進

動き出した改革路線を更に確固たる軌道に乗せるためには、知的財産高等裁判所の設置、国民が司法に参加する裁判員制度の導入、司法の行政へのチェック機能の強化のための行政訴訟制度改革、裁判外紛争処理制度の整備等を実現させることが必要となります。このため、わが党は、党主導で所要の法案を取りまとめ、平成16年通常国会での早期成立を図り、司法制度改革を更に前進させます。

4 司法ネットの構築 ～ 総合的法律サービスの提供及び司法アクセスポイントの設置

法律サービスの現状は、法的な紛争に遭遇した国民が、弁護士会、隣接法律専門職種及び地方公共団体等が設けている相談窓口を訪れても、その対応には限界があり、各団体等の活動は連携が図られておらず、迅速な情報流通の工夫もなされていないため、国民は紛争解決のために十分な情報が得られない状態にあります。また、国民が身近に法律サービスの提供を受けられない地域も存在しています。利用者である国民には、どこで、誰に相談したらよいか分からない、どのような解決方法があるか分からないなどの障害が生じています。

こうしたことから、国民のために、国民が全国どの地域にあっても法的紛争を解決するための情報を得られるよう司法アクセスポイントを設け、国民誰もが法律サービスを受けられる仕組みを整備することが必要であり、これらの政策を実現するためには、国民生活に不可欠な司法インフラとして司法ネットを官民協働で整備する必要があります。

わが党は、総合的法律サービスの提供及び司法アクセスポイントの設置のため、年内にも最終報告書を取りまとめ、平成16年通常国会に所要の法案を提出し、その早期成立を図り、司法ネット構想を実現させます。

5 犯罪被害者の地位向上と負担の軽減

英国、ドイツ、フランス等の国々では、犯罪被害者による訴追、訴訟参加を認めており、犯罪の当事者である被害者の感情を尊重し、被害者自身を刑事司法の中に取り込んでいます。ドイツ、フランスでは、刑事手続きの中で損害賠償を行うことができる「附帯私訴」制度を設け、英国、アメリカ、カナダでは、刑事手続きの中で賠償命令制度を置き、被害者の損害回復を容易にしようとしています。刑事司法は、被害者のためであると位置づけ、その手続きの中で被害の回復を図ろうと努力しています。

司法制度改革は、犯罪被害者の保護・救済にも寄与するものでなければなりません。犯罪被

被害者の訴訟手続き上の地位の明確化、犯罪被害の回復、被害者の裁判への参加を促進する制度を設けることも必要です。

わが党は、司法制度改革を実現するに当たり、犯罪被害者の地位向上と負担の軽減を図ります。

(三) 持続可能な社会保障制度の構築

1 将来とも安定した年金制度の構築

わが国の公的年金制度は老後の所得保障の主要な柱として、名実ともに国民生活に欠くことのできない重要な役割を果たしています。少子化の進行等社会経済の変動に対し柔軟に対応でき、将来にわたって老後の生活を支えるという機能を果たすことのできる安定したわかりやすい制度とすることを目指し、平成 16 年の年金制度改正に取り組み、制度の適正かつ安定的な運営に努めます。

とくに、将来の保険料の負担が過重にならぬよう歯止めをかけるとともに制度を支える若年層の方々にも受ける給付が分かるような仕組みを導入します。

基礎年金について平成 16 年までの間に、安定した財源を確保し、国庫負担を現在の 3 分の 1 から 2 分の 1 へ引き上げることを目指し、若年世代を中心とする年金制度への不安解消に努めます。

2 国民が安心・信頼してかけられる医療の確保

国民皆保険制度を堅持し、国民誰もがいつでもどこでも安心して良質な医療を受けることができるよう医療制度の改革を引き続き進めます。

将来にわたり持続可能な医療保険制度としていくために、給付と負担について、公平が図られ、国民の納得が得られるよう努めます。また、患者の選択のための情報提供の推進、質の高い医療を効率的に提供するための医療機関の機能分化・連携の推進と地域医療の確保、医師・歯科医師臨床研修の推進、看護師等医療関係職種の資質の向上、医療安全対策、健康増進対策の充実等に努めます。

また、高齢者医療制度のあり方、適正かつわかりやすい診療報酬体系等についての改革を早急に進め、医療の質の向上と効率化、社会保障としての国民の医療に対する安心と信頼を確保します。

3 介護保険制度の着実な実施

介護保険施行後 3 年が経過し、サービスの利用者が増加する中で、介護保険制度を着実に実施し、ニーズに対応したよりよい制度としていくため、在宅介護サービスの充実、介護支援専門員(ケアマネジャー)等の質の向上、プライバシーを守るため個室化の普及等、質の向上、拡充に努めるとともに、要介護状態とならないようにする予防的リハビリテーションを推進します。痴呆性高齢者について、一人ひとりの個性を尊重し、それまでの生活との連続性を保障

できるようなケアのあり方を確立します。また、持続可能な制度への改革に努めます。

4 障害者施策の充実

先の国会において、全国の障害者の強い要望を受け、障害者基本法を10年ぶりに大改正し、国・都道府県・市町村が障害者の人権と差別禁止・バリアフリー社会の実現等、基本計画の策定を義務付け、自立支援策の数値目標も含めて新たな障害者施策に向けての「新障害者基本法」を法文化しました。残念ながら民主党の理由無きブレーキによって審議未了となりましたが、次の国会においては自民党の責任において改正案の成立を期します。

また国連で議論が始まった「障害者の権利条約」の批准に向けて積極的な外交を展開します。さらに精神障害者・難病等、社会復帰や医療の充実・無年金障害者の救済・支援費制度等の着実な実施を計ります。

今年からわが国の提案によって「第2のアジア太平洋障害者の10年」が始まりました。自民党のリードによって、アジアの国々の障害者支援もNGO・NPO団体の協力の下、積極的に行動します。

障害のある方が、障害のない方と同じように生活し、あらゆる分野の活動に参加できるよう障害者の自立と社会参加を推進します。障害者基本計画等を踏まえ、地域における自立の支援やグループホームなどの住まいの確保に努めます。また、ITを活用した在宅就労支援事業者への支援や精神障害者の職場復帰支援を推進するほか、公共職業安定所（ハローワーク）の求職者情報のインターネットによる提供等雇用の機会の拡大、職業訓練機会の拡充等職業能力開発の促進、さらに、精神障害者の社会復帰対策の推進と支援費制度の着実な実施を図ります。

5 恩給給付内容の充実

恩給受給者の実態に十分配慮し、国家補償を基本とする年金制度である恩給制度の理念を尊重し、現下の厳しい諸般の情勢を踏まえつつ、その給付内容の充実を図ります。

(四) 待機児童ゼロ作戦を含めた次世代育成支援

1 子育て家庭支援対策の充実

地域子育て支援センターの整備を進めるとともに、大都市周辺部を中心に放課後児童クラブを拡充し、地域の人材を活用した伝統的遊びや自然体験等の事業の創設を図ります。また、シルバー人材センターにおいて乳幼児の世話や保育施設との送迎などの育児支援、就学児童に対する放課後・土日の学習・生活指導の支援などを行う活動拠点を拡充します。また、児童手当制度の拡充を図ります。

2 多様な保育サービスの推進

保育所の整備を進めて受入れ児童数を平成 14 年度中に 5 万人増、平成 16 年度までに 10 万人増やすなど、保育所の待機児童ゼロ作戦を推進するとともに、延長保育・休日保育・一時保育など多様な保育サービスの提供の充実を図ります。

3 子育て生活に配慮した働き方の実現

育児休業制度等の見直しを行い、より利用しやすい仕組みにして仕事と子育てが両立できる働き方の実現を目指します。

4 児童虐待への対応など要保護児童対策等の充実

虐待を受けた児童など要保護児童に対する支援のあり方について児童福祉法等の見直しを行います。また、婦人相談所に同伴乳幼児への対応を行う指導員を配置するなど配偶者から暴力を受けた方の保護、自立への支援対策を推進します。

5 子どもの健康の確保と母子医療体制等の充実

周産期医療体制を整備し、不妊専門相談センターの充実を図るなど、出産を望む女性に対する医療面の支援を拡充するとともに、不妊治療の経済的負担の軽減を図るため配偶者間の不妊治療に要する費用の一部を助成します。

さらに小児科・産婦人科若手医師の確保や資質の向上のための研究を行うとともに、小児救急医療拠点病院等、小児救急医療体制の整備を引き続き推進します。また小児慢性特定疾患治療研究事業を見直し、法整備を含めた制度の改善・重点化を図ります。

6 母子家庭等の自立の支援

「改正母子及び寡婦福祉法」、「母子家庭の母の就業の支援に関する特別措置法」の施行を踏まえ、子育てや生活支援、就業支援により母子家庭等に対する自立支援の一層の推進を図ります。

(五) 男女共同参画社会を目指した社会環境づくりの推進

今や、女性は、幅広い分野で活躍しています。建築エンジニア、飛行機のパイロット、東ティモールのパキに参加した自衛官など、女性の元気が活性化します。今の小学生が社会に出るころまでに、あらゆる分野で女性が指導的地位の 3 割を占めることを目指し、女性が安心して仕事ができ、個性と能力を發揮できる環境を整備します。

暮らしの構造改革の一環として、男女が、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に發揮できる男女共同参画社会を目指します。そのため、男女共同参画社会基本法や男女共同参画基本計画に基づき、仕事と子育ての両立支援や女性に対する暴力の根絶、新たな職業分野への進

出など女性の挑戦の支援等、関連施策の総合的かつ効率的な推進を図ります。

(六) ホームレスの方々の自立支援施策の推進

ホームレスの方々が自らの意思で安定した生活を営めるよう、就業機会の確保をはじめ、安定した居住の場所の確保、保健及び医療の確保など総合的な自立支援策を推進します。

このため、就業開拓推進員の配置による求人開拓・求人情報の提供の充実、資格・免許の取得等を目的とした技能講習の実施、生活指導・職業相談、健康診断等を行う自立支援事業の実施、保健衛生の向上を図るためシャワー・散髪等のサービスを提供する衛生改善事業や健康相談、保健指導等を実施します。

(七) 総合的な雇用対策の推進

1 若年者雇用

若年者におけるフリーターや失業者・無業者の増加という現状を踏まえ、トライアル雇用の積極的活用等による就業経路の複線化に対応した多様な就職システムの整備や、一人前の職業人を育成する実務・教育連結型人材育成システム（日本版デュアルシステム）の導入など就職に結びつく多様な実践的教育訓練の実施、地域との連携・協力による効果的な若年者就職支援対策を展開し、すべてのやる気のある若年者の職業的自立を図り、若年失業者等の増加傾向を転換させ、今後の時代を担う若年者の人間力の強化を目指します。トライアル雇用事業として、平成15年8月までに5万2306人を試行雇用、終了者3万6277人のうち2万8736人、79.2%が常用雇用に移行しました。また、在学中の就業体験（インターンシップ）が、大学四1.9%、短大23.4%、高専87.1%、公立高校38.9%と普及しています。

2 失業者の特性に応じたきめ細かな就職支援の実施

長期失業者対策の充実・強化、建設労働者の円滑な労働移動に対する総合的支援、農林業等への就業の支援など産業別・職業別の労働移動と人材確保対策、地域の自主性を活かした雇用創出の促進を図るなど、失業者の特性に応じた就職支援を実施します。

3 早期再就職の促進のための労働市場の基盤整備

ハローワークの専任の支援員による個々人ごとのきめ細かな就職支援の実施や新規・成長分野雇用創出特別奨励金、労働移動支援助成金、試行雇用奨励金等による雇用機会の創出や円滑な労働移動の実現など、離職者の早期再就職が可能となるよう支援策を強化します。

4 高齢者の雇用・就労対策の充実

雇用と年金との接続を強化し、少なくとも年金支給開始年齢までは意欲と能力のある限り働

き続けることができるよう、定年の引き上げや継続雇用制度の導入について法制度の見直しも含め対策を充実し、65歳までの雇用の確保を促進します。また、募集採用時の年齢制限の是正をはじめ、年齢にかかわらず働ける社会の実現に向けた環境整備を進めるとともに、シルバー人材センター事業を拡充して、高齢者の多様な就労機会を確保します。

5 多様で柔軟な働き方を可能とする労働環境の整備

労働者がそれぞれの状況に応じて自律的に働き方を選択し、仕事と生活の調和が実現できるよう、多様就業型ワークシェアリングの導入推進、また、パートタイム労働者と正社員との均衡処遇を実現するための方策の強化など、多様で柔軟な働き方が可能となるよう環境の整備を図ります。また、賃金不払残業の解消に向けた取組や過重労働による健康障害防止対策、メンタルヘルス対策への取組みを進めるとともに、男女雇用機会均等の確保や不当労働行為事件にかかる審査の迅速化・的確化など公平な働き方の実現を目指します。

(八) 消費者保護 ～ 暮らしの構造改革

わが国の消費者政策は、昭和43年に制定された消費者保護基本法を基本的枠組みとして、消費者関連法の制定や消費者行政組織の整備等を通じ、充実・強化が図られてきました。

しかし、消費者が商品・サービスに関し、事業者との間でトラブルに遭うケースは増加を続けており、特に近年にはその内容も多様化し、複雑なものとなってきました。また、食品偽装事件や自動車のリコール隠し事件などの企業不祥事の続発は、事業者に対する消費者の信頼を大きく低下させるものとなりました。

消費者・生活者重視の社会を実現し、消費者が安全で安心できる消費生活を送ることができるようにするためには、消費者保護基本法制定以来の経済社会の大きな変化を踏まえ、消費者政策の基本的な考え方や施策の内容を抜本的に見直し、21世紀にふさわしい消費者政策として再構築することが不可欠です。

消費者保護基本法については、消費者の位置づけの転換（保護から自立へ）と消費者政策の理念、行政・事業者の責務と消費者の役割等を明らかにするとともに、施策に関する規定、苦情処理・紛争解決、行政の推進体制等を総合的に検討し、その見直しを早急に進めます。

(九) 総合的な国土政策の推進

1 活気に満ちた総合的な国土政策の推進

全国から地域まで一貫した国土計画の推進

「21世紀の国土のグランドデザイン」やブロック計画の理念を実現するため、全国レベルから地域レベルまで一貫した国土計画の推進を図るとともに、大都市圏における都市環境インフラの再生等の施策に取り組みます。また、地域の主体性や個性の重視、地方分権の推進、指針性の向上、自然との共生などの要請に対応するため、新たな国土計画体系の具体化に向けた取り組みを進めます。

また、国連海洋法条約に基づき、わが国の大陸棚を拡大し、海底の鉱物資源等の権利獲得のため、わが国周辺海域の地形・地質に関する必要な調査を推進します。

総合的な水資源対策の推進

第3回世界水フォーラムの成果を踏まえ、水問題に関連した関係国との連携や水に関する技術の普及や人材育成を推進するとともに、21世紀の持続可能な発展のために重要な課題である健全な水循環系の構築を目指すため総合的な水資源対策を実施します。また、水利用の安定性の確保等の諸課題を踏まえて地域の実情に応じて策定する水資源開発基本計画を着実に推進し、さらに、水を活用したヒートアイランド緩和策や持続的な地下水の利用、雨水の貯留・浸透等水の有効利用方策を検討するとともに、上下流が一体となった水源地域の保全・活性化を推進します。

2 健全で豊かな社会と国土の建設

都市生活を改善するまちづくりと地方の個性ある活性化

「都市と農山漁村の共生・対流」など多様な連携・交流に対する支援、地域住民、NPO、地元企業等多様な地域づくり主体の育成、地域の魅力づくり、地方産業の振興等を推進することにより、地域の個性を活かした新しいライフスタイルの実現やまちづくりを積極的に推進します。とくに、空洞化の進む中心市街地等において、地域の創意工夫を活かした「地域が主役のまちづくり」を推進するため、まちづくりに係る支援事業の充実を図るとともに、土地区画整理事業、市街地再開発事業等の面的整備、道路、下水道、公園、河川及び駐車場等の都市基盤の整備、電線類の地中化、良質な住宅の供給等を推進します。

また、良好な景観と豊かな緑を形成するため、基本法制の制定など関連法制度を一体的に整備します。さらに、地域間の交流連携を図るとともに、交通渋滞の緩和、交通事故の減少、物流の効率化を図るため、環状道路、高規格幹線道路及び地域高規格道路などの自動車専用道路等のネットワークの整備を推進します。また、開かずの踏み切りの解消、沿道環境が厳しい交差点における交差点立体化を推進するなど都市生活の質を高めるための環境整備を推進します。

地域における公共交通については、地元自治体や交通事業者とともに必要な方策とその実施のための役割分担を定めた公共交通活性化総合プログラムを策定し、これに基づいた各種施策によるサービスの改善を推進します。

また、三大都市圏においては、環状道路の整備(平成14年度中に中央環状王子線に7.1キロ、首都圏中央連絡自動車道つくば～牛久1.5キロ等を供用)、業務核都市の育成、大阪湾臨海地域の開発整備、琵琶湖総合保全、筑波研究学園都市及び関西文化学術研究都市の整備、並びに大深度地下の適正かつ合理的な利用等を推進します。また、都市再生を円滑に推進するための地籍調査を促進します。

加えて、都市の魅力と国際競争力を高めるため、美しい街並みの景観や緑豊かな都市環境の形成や密集市街地の解消を推進し、都市開発投資の推進を通じてデフレ経済から脱却していくため、都市再生プロジェクトの強力な推進、都市再生緊急整備地域における優良な民間都市開発を支援する税制その他各種特例措置の充実・活用を図ります。さらに、地域経済・社会の活

性化を図るため、稚内から石垣までを対象とする全国都市再生のための取り組みを推進します。また、都市部におけるヒートアイランド現象に対処するため、都市公園整備や屋上緑化などの緑とオープンスペースの確保を推進し、豊かであるおいのある質の高い都市生活を実現するため、水質汚濁が慢性化している水域における水質改善を推進します。

また、住民生活の向上と活力ある地域社会や豊かな自然を活かした地域づくりを進めるため、北海道総合開発や豪雪地帯、離島、半島、奄美群島・小笠原諸島の振興を推進し、自立的な発展を支える基盤整備、産業振興、自然・文化資源等を活かした連携・交流を推進します。また、海上輸送の効率性・安定性の確保を通して地域産業の競争力を高めるため、多目的国際ターミナル等の整備を推進します。さらに、高齢者、身体障害者等の自立した日常生活や社会生活を確保するため、公共交通機関、歩行空間、住宅・建築物等の一体的・連続的なバリアフリー化を促進します。

このため、駅やバスターミナル、旅客船ターミナル及び航空旅客ターミナルなどにおいて、段差の解消や視覚障害者誘導用ブロックの整備等を進めます。また、低床バス車両・ノンステップバス車両の導入や鉄道車両、旅客船、航空機のバリアフリー化を推進します。さらに、高齢者や身体障害者等が日常的に利用する学校や病院などの建築物において、身体障害者等の利用に配慮したエレベータや幅の広い廊下等の施設整備を進めるとともに、このような建築物と駅等を結ぶ歩行空間において、幅の広い歩道の整備、歩道の段差・勾配の改善、エレベータ等が設置された歩道橋の整備等を行います。加えて、住宅のリフォームを支援すること等により、手すり設置や広い廊下幅の確保、段差の解消等の住宅のバリアフリー化を推進します。また、高齢者等に配慮した公営住宅等のバリアフリー化を促進します。

住まいの豊かさを実現するための住宅・宅地政策の推進

21世紀にふさわしく、国民一人ひとりが住まいの豊かさを実感できるよう、ゆとりある住生活の実現と良好な住宅市街地の整備を図るとともに、経済の本格的回復に資する住宅投資の促進を図り、国民のニーズに応じた多様な住まいを支援します。このため、現行の住宅取得資金についての贈与税の特例措置に加え、相続税・贈与税の改正による相続時精算課税制度の中で、平成17年末までの時限措置として、住宅取得資金の贈与の場合の非課税枠を3500万円に拡大し、併せて贈与者の年齢要件を撤廃するという特例措置を創設したほか、現行の住宅ローン減税の適用期限の延長・居住用財産の譲渡損失に係る繰越控除制度の延長などを検討します。また、リフォーム支援や既存住宅の流通円滑化の強化、老朽化したマンションの建替えの円滑化の推進、遊休化したオフィスビル等の住宅等への転用、高齢者向け優良賃貸住宅の供給の拡大や高齢者等に配慮した公営住宅等のバリアフリー化の促進、大規模な公共賃貸住宅団地の建替えとあわせた社会福祉施設の併設の促進、シックハウス対策など総合的な住宅対策を推進します。

さらに、地方定住、田園居住など国民が良質で多様な住宅・居住環境を選択できるようにするため、優良田園住宅などの整備を推進します。さらに通勤の利便性の向上を図り、良質な住宅宅地の円滑な供給のため鉄道整備と一体となった宅地開発を推進します。

道路整備等の推進

21世紀のわが国における戦略的な道路政策を確立し、地域経済の発展、地域産業の活性化と

安全で安心できる暮らしの実現を図る等、地域に必要な高速道路の整備を新たな直轄方式（国及び地方公共団体の負担（国：地方＝3：1））等も活用し、着実かつ重点的に推進します。また、地域の実情に応じた道路整備を進めます。

さらに、納税者の理解を得られる範囲での道路特定財源の用途の多様化により、沿道環境改善のためのディーゼル微粒子除去装置（DPF・酸化触媒）の導入支援、本州四国連絡橋公団から一般会計に承継した有利子債務の処理、地下鉄インフラの整備、連続立体交差事業、電線類地中化に係る技術開発、住宅市街地整備総合支援事業等を一層促進します。

都市圏等において円滑な交通を確保するため、バイパス・環状道路の整備、空港・港湾へのアクセス道路の整備、都市モノレール・新交通システム、路面電車の整備、高速道路等における多様で弾力的な料金設定の検討、ノンストップ自動料金支払いシステム（ETC）の普及（平成14年度に首都圏高速道路、阪神高速道路で概ね整備を完了し、平成十五年度に基本的にすべての料金所（約1300か所）に整備拡大）などの渋滞対策等を積極的に推進します。

また、安全で快適な歩行者・自転車空間の形成のために、北から南日本の隅々まで歩道・自転車道の整備に積極的に取り組みます。

自然再生の推進

恵み豊かな国土と生物の多様性を回復するため、地域の自主性と創意工夫を活かしながら、水質の改善、湿地の再生、蛇行河川の復元、藻場・干潟・砂浜の保全・再生、公園緑地整備、山腹の緑化などの自然再生を推進します。

公共事業の透明性、効率性の推進

公共事業の再評価により、最近5年間で合計268事業が中止（平成10～14年度 国土交通省関係）となりました。公共工事コストについても6年間で21.3%縮減（平成9～14年度 国土交通省関係）しました。また、平成15年度からの5年間でさらに物価変動を除いて15%のコスト縮減を目指します。

公共事業については、これまでの9本の事業別長期計画を一本化して策定した社会資本整備重点計画に基づき、計画内容を事業量から、国民の享受する達成される成果に転換することにより、重点的に推進します。また、真に国民に必要とされる事業を展開するため、事業評価の厳格な実施、コスト構造改革、地域の実情に応じた整備、既存ストックの有効活用を進めるとともに、事業のスピードアップを図ることにより効果的で効率的な社会資本整備を推進します。その際、国土において地方が担うべき役割に留意し、その地方が抱える問題や社会資本整備の状況等を勘案しながら、国民生活の質の向上や経済の活性化を図る上で効果の高い事業を重点的に実施します。

また、事業の構想・計画段階から住民参加を進め、幅広い意見を反映することにより、国民の理解に基づく透明な公共事業の実施に努めます。

東京都区部では、集中工事や共同施工等の工事調整の実施及び共同溝の整備等によって、路上工事件数が平成4年度の1万6472件から平成14年度の7520件へと半減しました。

PFI方式導入の積極的な推進

民間の資金・能力を活用し、効率的かつ効果的に社会資本を整備・管理し、質の高い公共サ

ービスを提供するため、PFI方式に対する理解、普及に努め、その導入を積極的に推進します。

3 陸・海・空にわたる総合的な交通政策の推進

整備新幹線、港湾、空港整備の計画的推進

21世紀における重要な国家的プロジェクトであり、また経済効果が高く、環境にもやさしい整備新幹線について整備を図ります。とくに、東北新幹線（八戸・新青森間）、北陸新幹線（長野・富山間及び石動・金沢間）及び九州新幹線（新八代・西鹿児島間（平成16年春開業予定）及び博多・新八代間）の建設を着実に推進し、政府・与党の見直しに沿って新規区間の着工について途を拓きます。また、在来線の複線化・高速化を推進します。都市鉄道については、国民の日常生活の質の向上を図るため通勤・通学時の混雑緩和等を促進する観点から地下鉄、ニュータウン鉄道・空港アクセス鉄道の整備、既存路線の複々線化等を推進します。また、次世代の超高速大量輸送システムの実現のため、超電導磁気浮上式鉄道（リニアモーターカー）の実用化に向けた技術開発を促進するとともに、軌間可変電車（フリーゲージトレイン）の早期実用化を図るため技術開発を推進します。

港湾については、物流コストの低減のため、ITの活用を一層推進し、輸出入・港湾関連手続きのワンストップ化の利便性の向上の推進（平成15年7月23日、税関、入国管理局、港湾管理者、港長、検疫所等に対する申請手続きがインターネット等を通じ一度の入力送信で完了する事が可能となりました）、港湾物流情報プラットフォームの構築、中枢・中核国際港湾における国際海上コンテナターミナルの整備、PFIや特区制度の活用による港湾の効率的な運営の推進、スーパー中枢港湾の育成等、ソフト・ハード一体となった取り組みにより、わが国の国際競争力の向上や産業再生と地域経済の活性化を図ります。また、産業競争力を高め、地方の自立を促す物流基盤施設の整備として、多目的国際ターミナルの選択的かつ集中的な整備を図ります。

船舶航行の安全性と海上輸送の効率性を両立させた海上ハイウェイネットワークの構築を進めます。また、大都市臨海部での森づくりなど都市の再生と、地域の活性化のための市民・NPOなどとの連携による「みなとまちづくり」を推進します。

循環型社会を構築するため、港湾を核とした総合的な静脈物流システムの構築を推進するとともに廃棄物海面処分場の整備を推進します。また、放置艇対策についても積極的に取り組みます。さらに、離島等生活航路における就航率及び輸送の安定性を向上します。

航空については、大都市圏の拠点空港である東京国際（羽田）空港の再拡張事業及び沖合展開を推進するとともに、PFI手法の導入について積極的に検討します。また、大都市圏の空港容量の確保と国際拠点としての機能強化のため、成田国際空港（平成14年4月に暫定平行滑走路が供用され、発着回数がそれまでの年13万5000回から年20万回に大幅に増大）、関西国際空港、中部国際空港の整備を推進します。また、一般空港については滑走路延長等を着実に推進し、既存空港の質的充実を図るとともに、離島航空路線についてネットワークの維持活性化を促進します。さらに、空港アクセスの改善、手荷物検査システムの向上や航空保安体制の強化など安心して空港を利用できる環境づくりに努めます。

総合的な物流施策の推進

わが国経済の活力を高め、豊かな社会を実現すべく物流の効率化を強力に推進するため、国際物流拠点の機能強化、効率的な地域物流システムの構築、物流システムの高度化を図るとともに、トラックから環境への負荷のより小さい内航海運及び鉄道へのモーダルシフトを促進するため、各種規制の見直し、内貿ターミナル及び貨物鉄道の整備、内航海運の活性化等を進めるほか、物流システムの情報化・標準化等を進めます。

三 知育、徳育、体育、食育で「人間力」の向上

(一) 新しい時代を切り拓く日本人の育成と教育・文化・スポーツの振興

1 “確かな学力” と “豊かな心” の育成

子どもたちに新世紀を力強く生き抜く力を身に付けさせるため、人間力向上のための教育改革を推進します。基礎・基本を徹底し、自ら考える力などの“確かな学力”を育成します。少人数授業や習熟度別指導など個に応じたきめ細かな指導を推進し、授業がわからない子どもゼロを目指します。また、新たな教員評価制度の確立などにより、教える専門家としての使命感と能力を備えた優れた教員を確保します。国の責任の下、全国どこでも一定水準の義務教育が受けられるよう、義務教育費国庫負担制度の根幹を堅持します。

家庭・学校・地域社会が一丸となった“豊かな心”の育成を進めます。社会の規範や公共心、他人を思いやる心をしっかりと身に付けるよう、道徳教育を徹底します。

知育、徳育、体育に加え、心身の健康に重要な食生活の大切さを教える「食育」を推進します。子どもたちが、望ましい食習慣を身に付けられるよう、栄養教諭制度を創設し、食に関する指導を充実します。また、環境教育を推進するとともに、すべての子どもたちが、奉仕活動・体験活動を体験できるようにします。職場見学・職場体験などを通じ、子どもたちに勤労観・職業観を育成します。教育の原点である家庭教育に対する支援を充実し、さらに、地域における大人の力を結集して子どもの居場所づくりを推進し、社会全体で子どもを育む環境を整備します。

2 信頼され特色ある学校づくり、安心して学べる環境の整備

親や住民の信頼に応え、地域に開かれた学校づくりを進めるため、学校における情報公開と自己評価を推進します。生徒や保護者が中高一貫校を選択することができるよう、その設置を促進します。また、すべての学校の授業でコンピュータを活用できる環境を整備します。子どもたちが安心して学ぶことができるよう、学校施設の耐震化、防犯設備の拡充や改築を推進します。

3 個性輝く大学づくりの推進

「知の創造と承継の拠点」である大学・大学院の教育研究機能の向上や国際競争力の強化を

図り、わが国の知的基盤を充実します。競争的環境の中で個性輝く大学づくりを目指し、国立大学の法人化や 21 世紀 COE プログラムなどの政策を確実に推進し、特色ある大学教育の取組への支援を進めます。

また、創造的な研究人材を育成する世界最高水準の大学院や法科大学院など高度専門職業人を育成する大学院の支援を強力に進めます。

4 奨学制度の拡充

学生の自立を促し、意欲と能力ある者が経済的理由によって勉学の機会を失わないよう、18 歳以上の奨学金希望者全員への貸与を引き続き目指し、奨学金の抜本的な充実に努めます。

特に、親の失職や倒産等により家計が急変し、緊急に奨学金が必要となった者に対する緊急採用奨学金制度を拡充し、経済的理由により学業を断念することのないようにします。

5 私学教育の振興と特色ある教育の推進

建学の精神に基づく教育を展開し、わが国の教育に重要な役割を果たしている私立学校の振興を図り、生徒や保護者の負担を軽減できるよう、私学助成の充実に努めます。

また、多様な教育を展開する専修学校や各種学校の振興に努めます。

6 文化芸術の振興

活力ある地域の再生を目指し、伝統文化の活性化や地域の文化芸術活動の振興を図ります。特に子どもたちに伝統文化を継承する取組を推進します。文化財の保存・活用の推進や、国民が文化ボランティアなどにより文化芸術活動に参加し、文化芸術を創造できる環境を整備します。また、最高水準の文化芸術活動の創造、世界に羽ばたく新進芸術家の育成や日本映画の振興を図ります。これらを通じ、文化芸術を生かした豊かな国づくりを進めます。

7 スポーツの振興

子どもたちがたくましく生きるための体力を培い、体・徳・知の均衡のとれた成長を促すため、学校における体育・スポーツ活動の充実を図ります。誰もが身近にスポーツに親しむことのできる「生涯スポーツ社会」の実現のため、地域におけるスポーツ環境の整備を図ります。また、国民に夢と希望を与える世界で活躍する選手を育成します。

(二) 教育基本法の改正

社会の大きな変化の中で、我が国が力強く発展していくためには、新しい時代を切り拓く個性と創造力を持ち、国際社会の中で、我が国の歴史や伝統、文化に誇りをもつ、心豊かでたくましい日本人を育てることが重要です。しかし、依然として子どもたちの心の荒廃、青少年犯罪、家庭の崩壊など、様々な深刻な問題を抱えております。このような問題への具体的な対応

のみならず、教育を根本から見直し、思い切った改革を行うことが不可欠となっています。

このため、すべての教育の根本法である教育基本法及び関係法令を改正し、郷土や国を愛する心をはぐくみ、公共心と道徳心あふれる日本人を育成し、家庭や地域の教育力の回復を目指します。また、教育振興基本計画を策定し、わが国の目指すべき教育を進めます。

四 子や孫の世代に責任を持てる行財政の確立

(一) 持続可能な財政の構築

1 近年の財政運営について

バブル経済の崩壊以降、景気の回復を図るため、財政出動による需要追加を伴う累次の経済対策を実行してきました。その一方で、公債残高は増加の一途をたどり、財政や社会保障制度の持続可能性への信認が揺らぎかねない状況となりました。

そこで、平成 13 年 6 月の「今後の経済財政運営及び経済社会の構造改革に関する基本方針」（「骨太の方針」）では、まず財政健全化の第一歩として、平成 14 年度予算では国債発行を 30 兆円以下に抑えること、その後プライマリーバランスを黒字化することを目標としました。その一方、構造改革による痛みを和らげるため、雇用や中小企業へのセーフティネットに万全を期すなど、柔軟かつ大胆な政策運営を行うこととしました。こうした中、それまで続いていた景気回復の動きが弱まったことから、13 年 10 月に「改革先行プログラム」を策定、併せて 13 年度第一次補正予算を編成し、雇用、中小企業対策を始めとするセーフティネットの整備に万全を期しました。また米国における同時多発テロの発生を契機に世界同時不況のリスクが高まる中、景気が一段と悪化したことから、デフレスパイラルに陥ることを回避するため、13 年 12 月に「緊急対応プログラム」を策定、併せて 13 年度第二次補正予算を編成し、「改革推進公共投資」を実施しました。続いて、平成 14 年度当初予算を「改革断行予算」と位置づけ、国債発行額を 30 兆円以下に抑えつつ、「5 兆円を削減し、重点分野に 2 兆円を再配分」するなど、歳出の思い切った見直しを行いました。その後、14 年 12 月には、金融・経済情勢の不確実性の高まりを踏まえ、セーフティネットの拡充策や民需誘発効果や雇用創出効果の高い施策からなる「改革加速プログラム」を策定し、これに基づき 14 年度補正予算を編成しました。また、同時に編成した平成 15 年度予算では、活力ある社会・経済の実現に向けた「改革断行予算」を継続することとし、予算配分の重点化・効率化を行いました。具体的には、経済活性化に向けて、1.8 兆円の減税の先行実施、公共投資の重点配分、雇用・中小企業対策などの万全のセーフティネット構築を図るとともに、将来の発展につながる分野（「新重点四分野」）への予算の重点配分や科学技術予算への大胆な再配分を行ったところです。その一方で、一般歳出及び一般会計歳出全体について実質的に平成 14 年度の水準以下に抑制し、2010 年代初頭にプライマリーバランスを黒字化する目標は堅持することとしました。

このように、景気の動向や構造改革による痛みに最大限配慮しつつ、同時に財政の健全化に努力してきました。

2 中期の財政運営について

しかしながら、現在我が国の財政状況は、平成 15 年度末における国及び地方の長期債務残高が 686 兆円程度、対 GDP（国内総生産）比で 137.6%に達すると見込まれるなど、極めて厳しい状況にあります。

それゆえに、引き続き歳出改革を推進し、持続可能な財政構造を確立することが非常に重要な課題です。

このような近年の経済・財政状況を受け、平成 16 年度予算編成に当たっては、財政規律を維持しながらも民間需要を創出するために、予算を根元から見直し、大胆なメリハリ付けを行います。持続可能な財政の構築に向けて、昨年度同様の歳出改革路線を堅持し、歳出全般にわたる徹底した見直しを行う一方、予算の内容については、メリハリの効いた重点的・効率的配分に努め、民間のイニシアティブを引き出すための政策と予算の組合せ（「政策群」）という手法の重視、構造改革への具体的な取組の推進、重点四分野への施策・事業の集中等を図ります。

中期的な財政運営の在り方については、2006 年度までの政府の大きさ（一般政府の支出規模の GDP 比）が 2002 年度水準を上回らない程度とすること、さらに、2007 年度以降も、それ以前と同程度の財政収支改善努力を継続するとともに、民間需要主導の着実な成長を実現することにより、国と地方を合わせたプライマリーバランスを、2010 年代初頭に黒字化することを目指しています。

（二） 行政改革の推進

国のかたち、政府のかたちを整える行政改革は、2001 年 1 月の中央省庁等改革を第一のステージとすれば、163 の特殊法人や行政委託型公益法人の整理合理化を第二ステージとし、政治主導の下、今後の第三ステージに向かおうとしています。

1 特殊法人等改革

「特殊法人等整理合理化計画」の大勢は山を越えましたが、残された道路四公団や政策金融機関等の整理合理化を行います。

特殊法人から移行した独立行政法人は、3～5 年ごとの見直し時に、廃止・民営化を含め、組織・業務全般を洗い直します。

行政委託型の公益法人の改革をさらに進めるとともに、公益法人制度の抜本的改革も積極的に進めます。

その他の行政代行的法人についても、廃止・民営化などの改革を行います。

2 公務員制度等人事改革の推進

能力本位で適材適所の人事配置を行うため、公務員制度を抜本的に改革します。このため、国民の立場から更に検討を進め、来年の通常国会に改革法案を提出します。

幹部公務員や独立行政法人の役員について、業績評価を公表し、人事に反映させる仕組みを導入します。

一定の幹部公務員ポストを、総理や大臣を直接補佐し、進退を共にする特別職の国家戦略スタッフにします。

3 規制の改革と厳正な管理

事前規制型行政から事後チェック型行政への転換を徹底するため、新たに内閣の体制を整備し、各省安易な規制を許さないよう法律の体系そのものを見直していきます。すなわち、民間の活動に対する行政の介入を厳しく制限し、立法による以外の行政介入はできないことを原則とします。

4 裁量行政の徹底的排除

国民の活動に対する行政の制約は必ず法律によって明らかにし、行政の裁量を厳格化するため、国会において立法するに当たっての方針を決定します。あわせて、行政の裁量を国民がチェックできるようにするため、政省令などの行政立法の基準を明確にし、その厳格な手続を定めるなど行政手続法を抜本的に見直します。

5 予算制度の改革

国の予算を一覧的に国民に開示し、またその透明性を確保するため、一般会計と特別会計を連結し、局別の予算表示を行う。また、不透明と見られる事業、特別会計の存廃を検討します。

6 電子政府・電子自治体の推進

国民の利便性の向上と行政運営の簡素化、効率化、信頼性及び透明性の向上を図るため、「e-Japan重点計画 2003」及び「電子政府構築計画」等に基づき、多様な行政情報の分かりやすい提供、様々な申請・届出等のオンライン化、ITを活用した業務・システムの効率化・合理化の推進等を図るとともに、地方公共団体の同様の取組みを支援する等により電子政府・電子自治体を強力に推進します。

7 省庁再編のレビュー

平成13年1月6日の中央省庁再編から3年がたとうとしています。行政改革会議最終報告や中央省庁等改革基本法に照らし、その貫徹度合いをチェックするとともに、問題点を洗い出し、必要な見直しを行います。

五 日米同盟と国際協調を重視した主体的な外交・安全保障政策

(一) 国家意思を明確にした積極的な平和外交の推進

国際社会は、大変難しい時代に突入し、いま外交の果たす役割はますます増大しています。わが国は、日米同盟と国際協調を基軸とした平和外交を推進することにより、わが国の平和と繁栄の確保に努めていますが、今後は、下記方針により、さらに国の意思を明確にした積極的な外交を展開していきます。

1 対外戦略機能の強化

首相官邸に「対外戦略策定本部」(仮称)を設置し、経済・安全保障・エネルギー等の分野別、また地域別の対外戦略など、総合的な国家戦略を立案する機能を確立します。同時に、外務省改革を結実させ、外交実施体制を強化します。これらにより、戦略的かつ積極的な外交を展開します。

2 日米同盟を基軸とした外交の展開

米国の同時多発テロ事件以降、世界の戦争・紛争の形態が一変し、国際社会は不透明な時代を迎えています。この時機、わが国外交にとって、国際協調はもとより、米国との同盟関係をさらに強化することが不可欠です。

この強固な日米関係のもと、中国・ロシアに対する積極的な外交を展開し、中東・アジア地域の平和と安定に寄与します。

特に、わが国の安全保障上大きな問題を抱える北朝鮮については、関係国と協調しつつ核開発・ミサイル問題の平和的解決を目指します。わが国の最大の懸案である「拉致問題」については、10月7日に立ち上げた「北朝鮮による拉致問題対策本部」(本部長 安倍晋三)を中心として、拉致被害者家族の一日も早い帰国実現をはじめ、政権政党の責任においてその解決にいっそうの努力を続けます。

3 平和構築への貢献

国・地域の紛争やテロ行為のない平和で安全な国際社会の構築を目指し、核拡散防止・大量破壊兵器の廃絶に努めます。同時に、紛争により破壊された国々に対し、米国を含む国際社会と協調して平和で安定した国づくりを積極的に支援していきます。

今後とも人的・知的資源を効果的に活用して、中東等においてわが国にふさわしい貢献を行うとともに、国際社会が一致して取り組んでいるイラク、アフガニスタンやスリランカなどの国・地域の平和定着の実現に努めます。

4 F T Aの推進

わが国経済を維持・発展させるには、自由貿易体制の維持強化が不可欠です。そのためには、W T O (世界貿易機関)の果たす役割は依然として大きいですが、いま世界は、W T Oを補完する連携強化の手段として、F T A締結が潮流となっています。

わが国は、シンガポールと二国間の協定を締結していますが、F T Aの推進には、市場拡大

と企業収益の改善、経済の活性化等が期待されており、今後とも、国内産業への影響に配慮しつつ、総合的な判断による国益に即したF T Aを積極的に推進していきます。

このため、

- ・国益にそったF T Aを推進する。
- ・メキシコ及び韓国との間で、早期にF T Aの実現を目指す。
- ・A S E A N地域との間で、包括的な地域経済連携の実現を目指しつつ、同時に、域内における二国間のF T Aの締結を目指す。
- ・F T A締結にあたっては、農林水産業をはじめとする国内産業に及ぼす影響に対し最大限に配慮する。

以上4点を具体的方針として、F T Aを積極的に推進していきます。

5 O D A改革の推進

わが党の示した「O D A改革の具体的な方策」に沿い、O D Aの必要性を再確認するとともに、戦略性・透明性・効率性・公平性などを確保するための改革を断行し、国民に理解されるO D Aの実施を実現します。

このため、

- ・国際社会の平和と発展への貢献を通じ、わが国の国益に資するO D Aを実施する。
- ・外交の戦略性に即したO D Aを実施する。
- ・国・地域レベルのみでなく、個々の人間に着目した「人間の安全保障」の概念を重視したO D Aを実施する。
- ・政府とO D A実施機関の連携を強化し、同時にO D Aの現地機能を強化する。
- ・幅広くO D A人材の育成に努める。
- ・N G O等とも連携・協力し、国民参加型のO D Aを実施する。
- ・政策評価・広報を徹底し、国民の理解を求める。

以上7点を具体的方針として、O D A改革を断行します。

6 国連改革の推進

21世紀の国際社会が直面している諸課題への取り組みにおいて、最も普遍的かつ包括的な組織である国連の役割が増大しています。

国連がその重責を果たせるよう、安保理改革や行財政改革をはじめとする国連改革を断行し、国連の機能強化を図ります。

このため、

- ・米国をはじめとする関係国との精力的な協議を通じて、わが国の常任理事国入りをめざして「安保理改革」に取り組む。同時に、旧敵国条項削除問題についても解決に努力する。
- ・国連の機能強化のための「行財政改革」に取り組む。同時に、国連分担金についても、より均衡のとれた分担率の実現を目指す。

・国連及び国連関係機関における邦人職員の活躍の場を拡充する。

以上3点を具体的方針として、国連改革を目指します。

7 領土問題解決への努力

北方領土、竹島、尖閣諸島の未だ解決されていない領土問題については、古来よりわが国固有の領土である旨の正当性をあらゆる機会を捉えて主張し、国際世論に訴えながら、その解決に向けて不断の努力を重ねます。

(二) わが国の防衛政策の推進と防衛庁の「省」移行への実現

1 防衛力の整備・強化と防衛庁の「省」への実現

国及び国民の平和と安全を守る国防は、国民に対する最高の福祉であり、かつ、国の最も重要な任務です。

冷戦終結後、わが国では、かえって、有事・平時を問わず、国の内外において自衛隊の任務が増大し、国民の多くが国防の重要性を認識し、防衛体制の整備・強化を強く望んでいます。これに責任をもって応えるためには、国防の基本政策を確立し、防衛・危機管理体制を整備し、自衛隊の統合運用や機能強化をするなど、現在の組織や装備を新たな脅威にも対応できるように見直し、実効性の向上を図っていく必要があります。

そのためにも、防衛力の整備・強化を図るとともに、防衛庁の「省」移行を実現し、国民の安全確保に万全な体制で望めるようにします。

喫緊課題の防空体制の強化のためには、平成16年度予算から弾道ミサイル防衛システムの整備に着手します。

2 日米安保体制の強化

わが国の防衛は、自衛隊と日米安保条約に基づく米国との協力によって担保されています。

今後も、わが国の安全及びアジア・太平洋地域、世界の平和と安定のために、日米安保体制のより一層の信頼性の向上を図り、日米同盟関係を強化していきます。

なお、ガイドラインの実効性確保のため、米国との共同作戦計画などの検討や共同演習・訓練の強化などを積極的に行い、テロとの闘いにおける協力、弾道ミサイル防衛の推進等を通じ、日米安保体制がより有効に機能するよう引き続き努力していきます。

3 国民の安全確保のための自衛隊の機能強化

自衛隊は国防という役割のほかに、国民の安全確保のため大規模地震や原子力事故などに備え、自衛隊による災害対処体制を一層充実し、不審船への対応をはじめ、いわゆる領域警備について運用態勢の整備等を推進し、装備を強化し、自衛隊と海上保安庁・警察等との共同訓練

をきめ細かく実施するなど連携の強化に努めます。

また、ゲリラや武装工作員による攻撃、NBC（核、生物、化学）兵器、サイバー攻撃対策への危機対処能力の強化策の対応にも万全を期します。

4 国民の保護のための法制等の整備

国民の安心・安全を確保するために、武力攻撃事態対処関連3法は、野党の協力で圧倒的多数の賛成を得て国会で成立しました。今後は、次期通常国会で国民の保護のための法制なども整備していきます。

なお、武力攻撃事態以外のテロ・工作船対策等の法制上の問題点の整理など想定される各種緊急事態への対応態勢の充実・強化に努めます。

5 国際協力と信頼醸成

自衛隊は、わが国を守るという役割と国際社会の安定と繁栄のための新たな任務があります。先の臨時国会では、テロ対策特措法を2年延長し、基本計画に基づき、米軍等に対する給油活動や物資輸送などの協力支援活動等を行い、国際テロ根絶への取り組みを積極的かつ主体的に継続しています。

イラクの復興については、通常国会でイラク人道復興支援特措法を成立させました。イラクへの自衛隊派遣については、現地情勢の把握に努め、自衛隊員の安全に十分配慮しながら派遣を検討していきます。

わが国としては、国際社会に貢献するため、PKF本体業務の凍結解除を行いました。今後は、テロ対策特措法やイラク人道復興支援特措法といった国際協力のための限時法（特別立法）ではなく新たに恒久法を作成して、より安定した安全保障環境の構築に積極的に貢献していきます。

また、各レベルでの安全保障対話を推進し、多国間の信頼醸成に努め、地域と世界の安全保障の確立に努力します。

6 基地周辺住民への負担軽減の推進

基地周辺住民の皆様に様々なご負担をかけていることを踏まえつつ、沖縄における米軍基地の整理・統合・縮小をはじめ、基地周辺住民の皆様の負担軽減や生活環境の整備などの諸施策を推進します。特に、新たな負担を被る関係自治体には特別な配慮・施策を講じます。

わが党は、国民の期待に応え、わが国の防衛体制をより強固なものにしていきます。

六 夢と活力に満ちた沖縄の実現

昨年制定された沖縄振興特別措置法及びこれに基づく沖縄振興計画に沿って、夢と活力に満ちた沖縄の実現に努めます。

特に、沖縄における米軍基地の整理・縮小については、S A C O 最終報告を着実に実施し、沖縄県民の負担軽減に努めます。

また、沖縄経済の自立的発展の実現を期すため、観光・情報通信・農業等の産業振興を図るとともに、沖縄における世界最高水準の科学技術大学院大学構想を積極的に推進します。

七 21世紀の日本にふさわしい国民のための憲法制定

自主憲法の制定は、わが党立党以来の党是です。平成12年1月に衆参両院に設置された憲法調査会における調査・審議もすでに4年を経過し、平成16年中にも衆参両院議長に対する最終報告書を取りまとめることとなります。わが党は、両院憲法調査会の議論を十分踏まえつつ、戦後五十有余年一度も改正されていない現行憲法の問題点を吟味し、21世紀の日本にふさわしい国民のための憲法制定を目指します。

ブロック政策

北海道ブロック

1. 高速交通ネットワークの早期実現
 - ・北海道新幹線（新青森・札幌間）の全線フル規格での一日も早い着工と10年以内の完成を目指します。
 - ・広域分散型の本道の地域性から、高速道路、高規格道路のネットワーク化を早期に実現します。
 - ・新千歳空港・地方空港の整備促進を図るとともに、空港と主要高規格道路とのネットワーク化を実現します。
2. 雇用対策の実施・強化
 - ・民間投資を呼び込み、地域振興を興す公共事業を実施します。
 - ・新技術開発への重点投資を実施します。
 - ・産学官連携による新産業の創出を図ります。
3. 新エネルギー開発などによるエネルギー資源の多様化と安定確保の推進
 - ・燃料電池、サハリン天然ガスなどクリーンな新エネルギーの開発と、エネルギー供給基地としての整備を促進します。
4. 森林整備の促進
 - ・地球温暖化対策などを考慮した環境財としての森林整備を促進します。
5. 北海道へのオリンピック誘致
 - ・2020年度のオリンピック開催への誘致を目指します。

東北ブロック - 新鮮。東北自民党!! -

1. 日本の心のふるさと東北。よき文化と伝統を受け継ぎ、思いやりの改革を断行します。
2. 景気・雇用こそ東北の活性化。デフレ克服、景気回復を実現します。
3. 東北は高齢化と過疎化が進んでいます。東北自民党は年金、医療、介護などの社会保障を若者と高齢者が永く安定し支えあう制度に改革します。
4. 日本の原点 農林水産業の再興と中小企業の再生は豊かな東北の地から。
5. 社会の中核たる中高年層と女性を自民党は元気にします。
6. 東北中央自動車道・東北横断自動車道・常磐自動車道・三陸自動車道・日本海沿岸東北自動車道の早期建設・整備促進、東北新幹線の早期完成を図ります。
7. 東北自民党は子どもを産み育てる若い世代を心から支援します。
8. 豊かな東北の大地から人と自然に優しい環境重視の社会を創ります。
9. 『国から地方へ』『官から民へ』。地方のことは地方自ら決定する地方分権の実現に向け、三位一体改革を東北自民党は進めます。
10. 原子力安全に関する信頼の回復を図り、安定的な電力供給の確保に努め、新しいエネルギー研

究のためのイーター（ITER・国際熱核融合実験炉）の誘致に全力をつくします。

11. セーフティネットとしての郵便局のより活用を進めます。
12. 地震・津波対策を強力に進め、「日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震対策特別措置法」の早期制定を図ります。

北関東ブロック

1. 中小企業対策及び雇用対策を積極的に推進します。
2. 地方分権の推進と地方財源の強化充実を図ります。
3. 警察活動体制の充実・強化を図ります。
4. 化学物質（ダイオキシン・環境ホルモン等）の対策の充実強化に努めます。
5. 自給率の高い食料・農業・農村対策を積極的に推進します。
6. 青少年の健全育成や子育て支援施策の充実強化を図ります。
7. 安心して妊娠・出産できる環境の確保に努めます。
8. 介護保険制度の充実及び社会福祉政策の強化を図ります。
9. 水資源対策の充実強化に努めます。
10. つくばエクスプレスの建設促進を積極的に推進します。
11. 北関東自動車道及び首都圏中央連絡自動車道並びに上信自動車道の整備促進を積極的に推進します。
12. 国会等移転の推進を図ります。

南関東ブロック

1. 地方主権の確立をめざします。
 - (1) 地方税財政制度の改革
 - (2) 地方分権の一層の推進
2. 安心できる生活・環境の整備に努めます。
 - (1) 富士山火山・大規模地震防災対策の強化
 - (2) 富士山総合環境保全対策
 - (3) 産業廃棄物の不法投棄防止など廃棄物総合対策の推進
 - (4) 自動車交通公害対策の総合的な推進
 - (5) 福祉サービスの基盤整備推進と地域医療の充実・強化
 - (6) 安心を育む医療体制の充実
 - (7) 次世代育成支援対策の推進
 - (8) 警察官の増員等定員基準の改善及び警察装備高度化などによる良好な治安の維持
3. 産業の育成に努めます。
 - (1) 中小企業支援策の一層の強化
 - (2) 京浜臨海部再編整備等の推進

- (3) 21世紀型産業の創出
- (4) 農業活性化に向けた施策・制度の充実と雇用対策の推進
- (5) 農業農村整備事業の推進
- (6) 畜産経営環境整備対策の充実強化
- (7) 指定果樹産地制度の創設と財政支援措置の充実強化
- (8) バイオマスの利活用の推進
- 4. 交通体系の整備に努めます。
 - (1) 高速自動車国道並びに地域高規格道路等の幹線道路網の整備促進
 - (2) つくばエクスプレス（常磐新線）の早期建設及び沿線地域の整備推進
 - (3) 山梨リニア実験線全線の早期建設及びリニア中央エクスプレスの具体化促進
 - (4) 成田空港の機能充実と周辺地域の整備促進
- 5. 総合的な教育環境の整備に努めます。
 - (1) 義務教育費国庫負担制度の堅持
 - (2) 個性が輝く教育の推進

東京ブロック

- 1. 人と自然との共生都市、持続可能な資源循環型社会へ
- 2. ディーゼル車公害ストップ
- 3. 安心・安全の「まち」づくり
 - ～ 防災、防犯、安心の暮らし対策
- 4. 景気回復・中小企業・雇用対策
 - ～ 産、学、公の連携による起業や経営革新を促進します。
- 5. 相続税率0%、承継税制、贈与税の見直し
- 6. 思いやりの心を育てる教育を
 - ～ 教育基本法の見直し
- 7. 羽田空港から海外旅行へ
- 8. 子育て支援、シルバーパワーの活用
 - ～ 少子高齢化、地域福祉、医療対策

北陸・信越ブロック

- 1. 北朝鮮による「拉致事件」の早期全面解決を図ります。
- 2. 国土の均衡ある発展を目指した北陸新幹線やリニア中央新幹線、高速道路の整備を促進します。
- 3. 環日本海時代に対応し得る空港・港湾の整備拡充と保安対策の充実を図ります。
- 4. 安心・安全なエネルギーの安定確保と電源地域の振興を図ります。
- 5. 景気対策、中小企業の活性化対策を促進するとともに雇用の確保に全力を尽くします。
- 6. 安心して暮らせる社会福祉・医療基盤の整備を進めるとともに警察官の増員など治安の回復に

努めます。

7. 我が国の食料供給基地として農林水産業の活性化を進めます。
8. 将来を担う子供達のための教育改革を断行します。
9. 快適で安全な雪国づくりを推進します。
10. 河川等の災害防止対策の充実と指導を強化します。
11. 地震予知のための観測体制を充実強化します。
12. 指定湖沼の水質浄化対策を促進します。

東海ブロック

1. 地方分権の推進と地方財源の強化充実を図ります。
2. 中小企業及び雇用対策を中心とした総合景気対を推進します。
3. 東海・東南海・南海地震に備えた総合防災対策事業を促進強化します。
4. 中部国際空港及び静岡空港の建設促進と名古屋空港の機能充実を図ります。
5. 農林漁業振興対策を推進します。
6. リニア中央新幹線・第二東名・第二名神・伊勢湾口道路など総合交通体系を整備します。
7. 2004年浜名湖花博及び2005年愛知万博成功のため諸施策を推進します。
8. 高齢化社会に対応した社会福祉政策の充実を図ります。
9. 東海地域への首都機能移転を推進します。
10. 下水道・治水事業・公園整備等、社会資本（インフラ）の充実を図ります。

近畿ブロック

1. 景気の回復に全力を挙げ、近畿の再生により、日本再生を牽引します。
2. 中小零細企業等の経営安定を図るための金融対策をはじめとする総合的な不況対策や、ライフサイエンス等新規成長分野の育成により、近畿の産業が持つ「強み」をいかした経済再生を図り、雇用の創出・安定に全力で取り組みます。
3. 都市再生や構造改革特区の取組により、魅力と活力ある都市の活性化を図ります。
4. 近畿は豊かな自然と歴史的な遺産や伝統文化の宝庫です。水と緑のネットワークの形成を促進し、貴重な環境や景観を大切に守り、歴史文化遺産を後世に受け継いでいきます。
5. ヒートアイランド対策や廃棄物対策、琵琶湖の保全等、都市環境の改善を推進します。
6. 「第3回・世界水フォーラム」の成果（提案）を活かした施策を推進します。
7. 東南海・南海地震対策や、都市水害対策、密集市街地の整備、防犯等、安全な暮らしの確保に全力で取り組みます。
8. 医療や福祉、青少年育成や生涯教育等の充実に努め、高齢社会や少子化対策、子育てと仕事の両立による男女共同参画社会等、安心して暮らせる社会を実現します。
9. 伝統的地場製造業の振興を図ります。
10. 京都をわが国の歴史分化の象徴として保全・再生・創造し、活用・発信する、「国家戦略として

の京都再生」を推進します。

11. まちの賑わいの創出を図るため、水の都大阪の再生、御堂筋や中心市街地の活性化を推進します。
12. 国際拠点空港としての関西国際空港の整備と関連地域整備を積極的に推進します。
13. 京都縦貫自動車道、第二京阪自動車道等の幹線道路網の整備を図ります。
14. 大阪や京都の都市圏環状道路ネットワークや都市鉄道の整備により、渋滞の解消等都市機能の円滑な発揮を確保します。
15. スーパー中枢港湾の育成を推進し、海上物流機能の競争力強化等国際的地位の向上を図ります。
16. IT化を積極的に推進し、地域の活性化や国際レベルの事業環境の形成を図ります。
17. 高度な学術研究機能集積をいかした産学連携の促進等新規産業創出に積極的に取り組みます。
18. 農林水産業の振興を図り、地域の創意工夫が最大限発揮できる活力と魅力あふれる農産漁村づくりに努めます。
19. 「緑の雇用」の取組の推進等により、地球温暖化対策にも資する森林資源の保全と活用を図るとともに、都市と農村の交流を促進します。
20. 地域のエネルギーの安定供給を支える原子力の安全確保に万全を期すとともに、立地地域の地域振興に努めます。
21. 阪神・淡路大震災の教訓をいかし、住宅再建支援制度の早期創設を目指します。また、震災10周年に向けた記念事業や国連防災世界会議（仮称）の開催招請を支援します。
22. 「もてなし」の伝統文化をいかし、アジアをはじめとする国際集客を促進し、世界に開かれた観光大国をリードする役割を担います。
23. 平城遷都1300年に向けた記念事業や「紀伊山地の霊場と参詣道」の世界遺産登録の実現を支援します。

中国ブロック

1. 真の地方分権の視点にたった三位一体の改革を推進致します。
2. 雇用の確保と地域不況対策を推進してまいります。
3. 高速道路の早期整備と直轄国道事業を推進し、広域ネットワークを形成してまいります。
4. 教育改革を推進します。
5. 保険・医療・福祉・介護の充実を図ります。
6. 子育て・少子化対策を推進してまいります。
7. 中山間地域の活性化を推進してまいります。
8. 農林水産業経営の安定に努めてまいります。
9. 日本海での安全操業を確保します。
10. 地域住民との協働・共助による障害者の自立支援制度を創設してまいります。
11. 生涯現役社会づくりを推進してまいります。
12. 本州四国連絡橋の利用促進を図るため、通行料金の引き下げに努めます。

13. 国民保護法制の早期整備に努めます。
14. 高度情報化対策を推進します。

四国ブロック

1. 国土保全と水資源確保対策の強化
地球温暖化防止に向けての森林施策の充実と慢性的な水不足への対応
2. 南海地震対策の国家的プロジェクトとしての位置付けと推進
地震観測システム、防災対策への財政措置、津波防災対策への助成制度の充実
3. 四国の道路ネットワークの整備促進
災害への備え、安全、安心の国土作りを視野に入れた高規格道の整備促進
4. 本州四国連絡道路の利用促進
しまなみ海道の早期完成、料金値下げの継続
5. 地域格差のない放送の開始によって、難視聴地域の拡大が懸念されるので、国の責任において対応策を講じること。
6. 農林水産業の持続的発展が望める政策の推進
直接支払い制度の充実や藻場造成の促進
7. 地方分権が実現できる地方財政制度の構築
地方公共団体の財政運営に支障を来さない財源保障と財政調整を

九州ブロック

1. 九州はひとつ。九州国立博物館（平成17年度開館予定）を世界に誇る学術、文化の発信基地に育てます。
2. 東九州自動車道の早期全面開通を初め、九州内高規格幹線道路の整備・促進に努めます。
3. フリーゲージトレインの日豊本線への早期導入と大分以南の高速化対策を促進します。
4. 九州新幹線長崎ルート of 早期実現と鹿児島ルート全線の早期完成に全力を尽くします。
5. 那覇空港平行滑走路の早期実現に努めます。
6. 地方への税財源移譲と交付税の財源調整・保障機能を確保し、三位一体改革の実現をはかります。
7. 日本の食料供給基地としての役割と基幹産業としての農業の振興並びに林業・水産業の活性化に努めます。
8. 中小商工業の活性化と景気・雇用対策の拡充、強化に努めます。